

平成26年第11回教育委員会定例会  
(11月18日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年11月18日(火)午後1時36分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	高 森 大 乗
委員長職務代理者	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二
事務局副参事	上 野 守 代

○日 程

**日程第1 議案審議**

第38号議案 平成26年度東京都台東区一般会計補正予算(第3回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第39号議案 台東区立幼保連携型認定こども園条例の意見聴取について

第40号議案 東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例の一部を改正する条例の見聴取について

第41号議案 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第42号議案 東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第43号議案 東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第44号議案 東京都台東区立児童館の指定管理者の指定についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 蔵前小学校改築に伴う仮校舎について

(2) 学務課

イ 区立中学校選択制度の最終選択状況について

ウ 平成27年度区立幼稚園及び認定こども園の申込状況について

エ 平成26年度台東区健康づくり努力児童表彰について

(3) 児童保育課

オ 子ども・子育て支援事業計画（案）における認定こども園・保育所の整備について

カ 都営清川二丁目アパート耐震改修工事に伴う玉姫保育園等の仮移転について

(4) 指導課

キ 東京都小学校視聴覚教育研究会が実施する事業に対する後援について

(5) 生涯学習課

ク 柳多留250年実行委員会が実施する事業に対する後援について

ケ 家庭論理の会台東区が実施する事業に対する後援について

コ 台東区の民話と伝承遊び普及委員への感謝状の贈呈について

(6) 青少年・スポーツ課

サ 体育施設の事前使用承認について

シ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場及び駐車場の使用許可申請について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 区民文教委員会における審議事項及び報告事項について

イ 平成26年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項について

ウ 平成26年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について

(2) 庶務課（事務局副参事）

エ 東京都台東区子ども・子育て支援法施行細則の制定について

オ 東京都台東区長の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(3) 学務課

カ 保育料改定の段階的な実施等について

キ 平成26年度学校保健関係表彰について

ク 中学校連合陸上競技大会及び小学校連合運動会の報告について

(4) 児童保育課

ケ 東京都台東区保育所における保育等に関する条例施行規則の一部改正について

コ 認可保育所の開設等について

サ 浅草こどもクラブの移転等について

シ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

ス 東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について

セ 東京都台東区立児童館の指定管理者候補者の選定結果について

(5) 指導課

ソ 平成27年度始業式・終業式等の日程(案)について

タ 平成25年度不登校児童・生徒数について

(6) 青少年・スポーツ課

チ 平成27年「台東区新成人を祝う会」実施概要について

ツ 平成26年度「第33回 台東区青少年をほめる運動」審査結果について

テ 体育施設における一部予約開始時期の変更及び使用料還付割合の変更について

3 12月の行事予定について

4 その他

午後1時36分 開会

○高森委員長 ただいまから、平成26年第11回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○高森委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出されている傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第38号議案、(4) 児童保育課 サ

○高森委員長 それでは、はじめに第38号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、児童保育課のサについても一括して議題といた  
します。

はじめに、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第38号議案、平成26年度東京都台東区一般会計補正予算(第3  
回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出する  
ものでございます。来る11月25日からの第4回区議会定例会で審議されるものでございま  
す。

内訳書をご覧ください。

今回の補正は、歳入予算について総額330万5,000円の増額、歳出予算について総額  
1,929万5,000円の増額でございます。この歳入と歳出の予算の内容については、後ほど児  
童保育課長から説明がございしますが、来年4月に現在の浅草こどもクラブを浅草小学校の  
中に移転することに伴い、今戸児童館に今戸こどもクラブを新設することに伴う補正予算  
でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、歳入予算の内訳でございます。

都補助金、教育費補助金でございます。児童保育課の子ども家庭支援包括補助事業費に  
おきまして、家庭支援事業に対し30万、学童クラブ整備費に対し300万5,000円、いずれも  
(仮称)今戸こどもクラブ設置に伴う補助金を計上してございます。30万円のほうは防犯  
的な通信システムに伴う経費、300万5,000円の方は内部の改修経費に関わるものでござい  
ます。補正の歳入予算合計額は330万5,000円の増額でございます。

次は歳出予算の内訳でございます。

児童保育費、児童館費でございます。児童保育課のこどもクラブ運営における浅草こど

もクラブ移設に要する経費の補正分1,528万8,000円でございます。それから、(仮称)今戸こどもクラブ設置に要する経費400万7,000円を計上してございます。

補正の歳出予算合計額は1,929万5,000円の増額でございます。

以上、教育費関係の補正予算の概要をご説明申し上げました。よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願いいたします。

○高森委員長 次に、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第38号議案の補正予算に関連いたしまして、児童保育課報告事項のサ、浅草こどもクラブの移転等についてご報告をいたします。資料23をご覧ください。10月の本教育委員会におきまして、浅草こどもクラブの今後の対応等につきましてご報告しておりますが、本日はその移転等の具体的な内容についてご報告するものでございます。

項番1、浅草こどもクラブの移転についてでございます。

まず(1)建物等の現況及び(2)これまでの移転の検討につきましては資料のとおりでございますが、現在の建物の老朽化が著しい状況を受けまして、(3)にございますが、浅草小学校内へ移転するものでございます。移転場所は2階、パソコン室を改修して設置いたします。移転開設は来年4月、運営事業者は現在の運営事業者である台東区社会福祉事業団を予定しております。

資料2ページをご覧ください。項番2、(仮称)今戸こどもクラブの開設についてでございます。

前回の本教育委員会でご報告したとおり、今後も需要が見込まれる富士小学校のこどもクラブにつきましては、今戸児童館内に新たにクラブを整備するものでございます。

まず(1)富士小学校区の現況は資料のとおりでございます。

次に(2)の対応(案)でございますが、今戸児童館内3階、現在、第2遊戯室としている場所に設置いたします。定員は40名、開設は来年4月、運営事業者は児童館の指定管理者である社会福祉事業団を予定しております。

資料3ページをご覧ください。項番3のスケジュールでございます。

第4回区議会定例会の所管委員会に報告後、学校、保護者、地域等への周知を図り、条例改正等の手続、改修工事等を進めてまいります。

項番4、今回の移転開設に係る経費でございますが、概算で26、27年度分まで含めてお示しをさせていただいておりますが、本補正予算に関する部分は26年度分の補正予算でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 全般的な質問ですが、基本的には社会福祉事業団が区内全てのこどもクラブの運営を受託されているのですか。

○児童保育課長 こどもクラブの運営事業者については、社会福祉事業団が全22クラブ中

15クラブを運営しております。その他は民間の運営事業者が運営しております。

ただし、児童館に併設しているこどもクラブについては、指定管理者による一体的な運営や効率性を考え、指定管理者に運営を委託している形をとっております。

○樋口委員 こどもクラブの人員配置などについて、どのような指導をしているのか教えてください。

○児童保育課長 こどもクラブにつきましては、事業の委託でございます。その委託の仕様には、こういう資格の指導員を何名つけなさい、何時から何時までこの体制でやってくださいというような指定をして委託をしております。

○樋口委員 定期的にチェックを行っていますか。

○児童保育課長 毎月の利用状況、あるいは事故報告は随時挙げさせておりますけれども、毎月の運営状況の報告は各事業者からあがってくるものをチェックをしているという状況でございます。

○高森委員長 資料2ページの今戸こどもクラブの開設についてですが、富士小学校から今戸児童館の直線距離で550メートルと算出されていますけれども、この距離については、低学年の子どもたちにとって適切な距離なのでしょうか。それとも、距離的には遠いということになるのでしょうか。

○児童保育課長 こちらにお示しさせていただいたとおり、富士小学校から千束こどもクラブまで700メートル離れているという状況からすれば、決して近い距離ではないと思います。

ただ、そこまでの通う間の安全のチェックですとか、あるいは必要に応じてクラブの職員が出迎えたり、送ったりというケースも対応としてはございます。教育委員会としても、学校の中にできればつくりたいのですが、そうでない場合もなるべく学校の近くにということで、今回、富士小学校の中には難しいということで、今戸で対応をさせていただいたというところでございます。

○高森委員長 子どもは一度帰宅してから児童館に行くのでしょうか。それとも学校から直接行くのでしょうか。

○児童保育課長 こどもクラブは、学校から直接こどもクラブに行くという形をとっております。

○高森委員長 こどもクラブへ向かうルートはある程度決まっていると思いますが、安全なルートを確保していただけるよう、ご配慮をお願いします。

○和田教育長 クラブの指導員が途中まで迎えに行ったりということもあり得るということでしたが、できれば、はじめのうちはそういうことを徹底していただきたいと思います。

○児童保育課長 事業者と協議をしてまいりたいと考えております。

○和田教育長 お願いします。それから、浅草小学校に新設ということですが、浅草小学校の中に新設するということなので授業環境、その他の安全環境上の問題があった場合に、どのようにクリアしたのか教えてください。

○**庶務課長** 浅草小学校内への移転につきましては、児童保育課と庶務課が学校長やPTA関係の方々との協議をさせていただきました。学校としては、こどもクラブと学校の教育活動の動線がきちんと分離できるということが一つの条件になっておりましたので、入り口は正門の脇に、今現在、給食関係の雑務で通る出入り口がございますので、そこを通して、そこから2階に上がってすぐパソコン室ということになります。必要なシャッターの区切りなどをさせていただいて、学校の動線と完全に分離というわけにはいきませんが、学校の教育活動に支障がないような形で学校、PTAともご相談をさせていただいて、そのような動線の確保をさせていただいたというところでございます。

○**和田教育長** 学童保育クラブについては、今後、6年生まで受け入れるという新制度の中での需要がございますので、それに対応をしていくためには従前の施設だけではとても対応し切れなくなります。そうすると今後、できるだけ学校の中に併設できるよう促進していかなければならないと思っておりますが、そのことについて、従前は動線の分離、あるいは夏季休業中の対応、放課後の時間帯の校内での子どもたちの活動についての学校側の責任など、いろいろな課題がありました。そういうものについて、今後、教育委員会としてはどのように考えていきたいと想定してございますでしょうか。

○**児童保育課長** こどもクラブにつきましては、6年生まで対象が拡大されますが、現状のキャパシティを考えると、すぐに6年生全員を受け入れる体制にはなかなかない状況でございます。

過日の教育委員会でも、クラブについては低学年を優先をして入れており、高学年の児童の居場所としては児童館を活用していく方向で検討を進めるというご報告をさせていただいております。

さらに、学校施設を活用して全児童対策的なことを進められないかということで児童保育課と青少年・スポーツ課とで、今後、3年程度を目途に、こどもクラブのあり方を含めた方向性を検討していきたいということで、検討を進めているところでございます。

○**高森委員長** 他にございませんか。

(なし)

○**高森委員長** では、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**高森委員長** ご異議ございませんので、第38号議案については原案どおり決定いたしました。

また、児童保育課のサについても報告どおり了承を願います。

### 第39号議案

○**高森委員長** 次に第39号議案を議題といたします。学務課長、説明をお願いします。

○**学務課長** それでは、39号議案、東京都台東区立幼保連携型認定こども園条例につつま

して、ご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の設置根拠が、学校教育法による幼稚園及び児童福祉法による保育所の2本から、いわゆる認定こども園法による認可こども園に1本化されたことにより、条例の整備を行うものでございます。

まず、第1条に目的、第2条に設置とありまして、対象となるものは、石浜橋場こども園でございます。このほか、これまで幼稚園条例、保育所条例で定められていた設置条例の要件といたしまして、第3条に休園日、第4条に開園時間等を定めたものでございます。

付則といたしまして、施行日は、こども園法の施行の日からということと、付則の第2項におきまして、台東区の学校設置条例、こちらは幼稚園として設置されていた根拠となります石浜幼稚園を削り、第3項におきまして、台東区立保育所条例のうち、橋場保育園の項を削る旨を定めたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

この認定こども園法に今度移行することになると、今までは学校教育法で定められていた学校だったものから外れるということですね。

○学務課長 認可・設置の根拠は、こども園法に一本化されますが、こども園法の中で、この施設が学校教育法の学校であることと、児童福祉法に定める児童福祉施設であるということが記載されておりますので、その趣旨は変わらないものと考えております。

○高森委員長 学校とみなしていいわけですね。

○学務課長 はい。

○高森委員長 他にございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決をいたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第39号議案については原案どおり決定いたしました。

#### 第40号議案

#### 第42号議案

##### (2) 学務課 カ

○高森委員長 次に第40号議案を議題といたします。

なお、関連する案件として第42号議案及び教育長報告の報告事項、学務課の力についても一括して議題といたします。

はじめに学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料18に基づきまして、保育料改定の段階的な実施等についてまずご説明をさせていただきます。

本件は前回にご了承をいただいております保育料の改定につきまして、その後、取り組んできたことについて報告をするものです。

まず、裏面をご覧ください。保育料改定案につきまして、在園児の説明会、また新制度の説明等について実施した経過でございます。項番1は幼稚園とこども園の短時間ということで、ご覧のように15回実施いたしまして、そこでいただいた主なご質問やご意見としては、今回の改定に対し保護者に何かメリットがあるのか、たくさん働くほど多く支払うという仕組みに疑問であるなどのご質問やご意見をいただいたところでございます。

項番2が保育園及びこども園の長時間の在園の方々です。合計16回実施をいたしまして、いただいたご質問やご意見といたしましては、住民税方式に変わること、それが保育料に反映される時期がどのように変わるのか、急激な負担増を軽減して実施をすることは検討しているのかなど、ご覧のようなご意見やご質問をいただいたところでございます。

また、項番3に新制度の区民向けの説明会として、合計3回実施いたしまして、3歳児の待機者の問題や新しい事業者の情報の周知の問題など、ご覧のような質問、ご意見をいただいたところでございます。

表面にお戻りください。保育料改定案につきましては在園の方々等にご説明をしてまいりました結果、改定に関して概ねご理解をいただいているという認識はしてございますが、やはり引き上げ幅は最大で1万7,200円あるという状況の中で、負担増に対する不安があることも事実でございました。このような状況における当委員会の意向等も踏まえ、保育料改定につきましては段階的に実施いたしたいと考えてございます。

項番2、対象者は全園児で、実施方法は平成27年度については改定の増額幅を2分の1に調整するというものでございます。平成28年度からは提案した保育料改定の実施をさせていただくものでございます。

この調整をした場合の影響については、参考にある表の最大改定幅、平均改定幅、影響割合等、記載のとおり軽減される状況で、これを具体的に保育料にまとめたものが別紙の1から3でございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

その他、今回の改定のタイミングで、所得税から住民税方式に変わることによって区分の変更や地域型保育事業に参入してくる施設を利用している方々の応能負担による負担増などもございますので、こういったものに対しましては個別に算定して対応していきたいと考えてございます。

この段階的な実施につきましては、この後ご説明をいたします保育料改定の条例改正案の中で、付則で記載をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、第40号議案、東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。幼稚園保育料の条例につきましては、これまでご説明をさせていただきますとおり、保育料の応能負担化と同時に入園料を廃止することとしております。また、これまで幼保連携型の石浜橋場こども園の関係から、本条例で定めていた預かり保育料や長時間保育料等につきまして、保育所保育料条例に一本化することで考えてございます。新旧対照表で申しますと、名称がもとは保育料及び入園料条例だったものが保育料条例となり、第1条の内容も幼稚園の保育料に限定した記載となります。また、第1条第2項に書いてございます多子世帯の対応でございますが、こちらはもともと保育所保育料で条例化をして定められていたものを、幼稚園では減免の制度で行っていたものでございますので、こちらも保育所条例を合わせて条例に記載することといたしました。

このような趣旨から、第2条、第3条につきましては保育料等となっていたものを保育料に改めるものでございます。

付則でございますが、施行日は子ども・子育て支援法の施行日ということと、先ほど申し上げました段階的な保育料改定につきましては、付則の経過措置の3項に記載をさせていただきます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○高森委員長 続いて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第42号議案、東京都台東区保育所における保育等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

まず条例の内容についてご説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

本条例は保育所及び認定こども園の保育料、延長保育料、入園料、短時間保育料、預かり保育料の徴収に関して規定するものでございます。来年4月の子ども・子育て支援新制度の実施を踏まえて保育料等を改定することとしており、そのための条例の改正でございます。また、先ほど学務課長の説明にありましたとおり、今回の保育料の改定については段階的に引き上げてまいりますので、その内容を踏まえたものとなってございます。

まず、本条例の題名でございますが、今回、保育料に特化した条例に改めておりますので、東京都台東区保育所等保育料条例と改めております。

次に、第1条につきましても同様に、保育所と幼保連携型認定こども園における保育料、延長保育料、短時間保育料及び預かり保育料の徴収に関して必要な事項を定めることを条例の趣旨としております。

現行の第2条には保育を行う基準を定めておりましたが、こちらは国の子ども・子育て支援法施行規則に定めることとなりますので削除をいたします。

同じく3条についても、認定こども園の規則に定めてまいりますので本条例からは削除をしております。

新旧対照表の2ページをご覧ください。改正案の第2条につきましては、保育料の徴収根拠、保育料の額、多子世帯に対する保育料の軽減について定めております。特に第4項の第1号は保育標準時間の保育料について、第2号は保育料について規定をしております。

3ページをご覧ください。改正案の第3条については、私立保育所及び指定管理者が運営する保育所を除く保育所の延長保育料について定めておりますが、第1号が保育園の開園時間である7時15分から18時15分を超えた場合の延長保育料、第2号は保育短時間の開園時間である9時から17時を超えた場合の延長保育料について定めております。

次に、改正案の第4条でございますが、こちらは認定こども園における短時間保育の保育料を規定しており、保育料は区立幼稚園と同じでございます。また、合わせて多子世帯の保育料軽減についても規定しております。

次の4ページをご覧ください。改正案の第5条でございますが、こちらは子ども園の預かり保育料について規定をしているものでございます。

改正案の第6条から第10条までは、引用条文の変更及び文言の整理でございます。

5ページをご覧ください。付則でございます。本条例の施行は、子ども・子育て支援法の施行日から施行をいたします。

付則の第3項から第7項については、それぞれの保育料の段階的引き上げに係る規定でございます。

7ページをご覧ください。7ページから14ページが改正後の各保育料表、15ページから18ページが現行の各保育料表、19ページ以降は来年度適用する段階的引き上げによる各保育料表となっております。後ほどご確認いただければと存じます。

議案本文にお戻りいただき、表紙の裏面をご覧ください。

この条例の改正については、教育委員会としては原案に異存ない旨の意見を付して回答をするものでございます。

第42号議案の説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

台東区内の私立の対応としては、どのような動きになっていきますか。

○庶務課長 私立幼稚園の動きでございますけれども、来年度の4月から本格運用が予定されておまして、国も都道府県を通じて既存の私立幼稚園に新制度に移行するかの意向調査を今年の6月から行っております。台東区内の私立幼稚園については、今現在、来年の4月から新制度に移行する意向を示されている幼稚園はございません。

ただし、区内のお子さんで区外の私立幼稚園に通園している方もいらっしゃいますし、来年4月以降もそういうケースが出てまいります。そういった場合には台東区が新制度に移行をした私立幼稚園の保育料を設定するということになっております。

その設定をする条件として、今現在、国や東京都が私立保育園に通わせている保護者にお出しをしている補助金の額が、新制度に入った幼稚園に通わせている保護者には国のほ

うは出しませんよということははっきりしているのですが、東京都は補助を継続するという方向で予算措置を検討しているところでございますので、その辺りの具体的な額を見極めた上で年明けの区議会第1回定例会に台東区としての、新制度に入った場合の私立幼稚園の保育料設定を教育委員会にお諮りした上で議会、それから区民の方々へ周知をしようと考えているところでございます。

○高森委員長 私立幼稚園の保育料もこちらからある程度は提案をするのですか。

○庶務課長 新制度に私立幼稚園が移行する場合、保育料は区が設定するというルールになります。

○高森委員長 わかりました。

○児童保育課長 私立保育所につきましては、公立保育所などの保育料の金額と同じでございますので、同額を徴収させていただくということになっております。

その根拠が先ほどの新旧対照表の2ページの第2条第2項でございます。「区長は保育所（私立保育所に限る）」云々という条文がございますが、こちらに基づいて費用を徴収するということになってございます。

○和田教育長 今回の保育料改定については公立の幼稚園、認定こども園、公立保育園でそれぞれ15回、16回、それ以外に場所を変えて3回の説明ということで、合計すると34回行ったということになりますね。この参考の資料には主な意見、質問ということで別記をされておりますが、特に多かった質問や指摘などがありましたら教えてください。

○事務局副参事 項番2をご覧ください。これは多い順に並べてございますが、一番多かったのは、今回創設をされました保育時間の短い方のための保育料設定についてで、今ちょうど、出産を迎えられて、育児休業に入られる方などが保育時間が短くてもいいわとおっしゃるご家庭の方の対応になるのかといったところで、具体的な保育料はいくらになるのかというようなご質問をいただいたところでございます。

また、少数の意見ではございますが、保育経費の負担分のご心配もいただいたところでございます。

幼稚園につきましては、やはり一番多かったのが、値上げに対して保護者にどのようなメリットがあるのかといったことなどについてご意見等いただいたと伺ってございます。

また、新制度が始まることで認定方法が変わったり、今までの利用方法が変わってしまうのだろうかといった不安、そういったことは区の職員が直接参りましたので、聞きたいという方が多かったと伺っております。

○和田教育長 この値上げに対しての保護者へのメリットとして、どのような回答をされましたか。

○学務課長 今回、新制度の施行による改定ということでございますので、新制度が目指している量・質の向上ということになりますが、その質の向上について、具体的には検討中ということでお答えをしております。

○事務局副参事 保育料についても同様のご質問を4番目に書かせていただきましたが、

保育料が上がることで区は何をしてくれるのかといった部分のお答えとしては、今までも発達段階に少し不安のあるお子様のために支援員を派遣したり、いろいろな施設に経費をかけてきているということをご理解いただいた上で、今後も引き続き保育環境を整えていくということをお話し申し上げました。

○和田教育長 説明会の場では、今回、見せていただいている資料の平成28年度以降の数字でお示しをしてあるわけですね。それで、平成27年度については段階的という措置をとることについて、いつごろ保護者の方に周知をするのですか。

○事務局副参事 現在、できるだけ早く保護者の方にお知らせをしたいと考えてございますので、12月3日の子育て支援特別委員会以降に、在園児の方にチラシをお配りすること、また、今現在、お申し込みをされていらっしゃる方にはダイレクトメールで、また、広くインターネット、ホームページ、メールマガジンといったもので新しい保育料、2分1ずつの段階的な引き上げについてお知らせをしていきたいと考えてございます。

ただし、あくまでも予定で、条例の可決は12月17日が予定でございますので、速報という形でお届けしたいと考えてございます。

○和田教育長 その辺りは区議会の動き、手続と齟齬のないように、十分に注意をお願いします。

○高森委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○高森委員長 これより採決いたします。第40号議案及び42号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第40号議案及び42号議案につきましては、原案どおり決定いたしました。

また、報告事項、学務課の力についても報告どおり了承願います。

#### 第41号議案

##### (6) 青少年・スポーツ課 テ

○高森委員長 次に、第41号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、青少年スポーツ課のテについても一括して議題といたします。

青少年スポーツ課長、説明及び報告をお願いします。

○青少年スポーツ課長 それでは、第41号議案、東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について及び報告事項のテ、体育施設における一部予約開始時期の変更及び使用料還付割合の変更についてご説明させていただきます。

はじめに、体育施設における一部予約開始時期の変更及び使用料還付割合の変更についてでございます。資料31をご覧ください。

11月より、区民館集会室等12施設で全額還付が開始されました。体育施設におきまして

も、利用者の利便性向上の観点から全額還付、8割還付を開始してまいりたいと考えてございます。

項番2の(1)体育施設の現在の状況でございます。資料下段の表のとおり、現行予約開始時期は使用の4カ月前から1カ月前までと、競技場でそれぞれ予約開始時期が異なっております。これは大規模なイベントや競技大会が開催できることから、台東リバーサイドスポーツセンター体育館や、陸上競技場は早めの予約開始時期とし、少人数から利用できる庭球場や柳北スポーツプラザは前月からの申し込みとしているためでございます。

(2)の変更点でございますが、今後は、現在2カ月前からの予約としているリバーサイドスポーツセンター野球場及び少年野球場、荒川河川敷運動公園運動場、江戸川河川敷野球場につきまして、団体競技で人数確保に時間を要するということから、現行より1カ月早い3カ月前の属する月の1日からに変更させていただき、あわせて還付につきましては、使用日の2カ月前までを全額還付、使用日の15日前までを8割還付の時期とし、各還付時期、割合を区民館集会室等の取り扱いに合わせてまいります。ただし、利用対象を個人としている庭球場や地域体育施設は、少人数から気軽に利用できる施設であること、また大規模なイベントや競技大会での利用がないなどのことから、これまでどおりの予約開始時期としてまいりたいと考えてございます。

裏面をご覧ください。還付についてでございます。現在は、使用料申し込み後に予約をキャンセルした場合、それが利用日の2カ月前でも、払い込んだ額の半額の還付しか受けられない状況でございます。今後は、利用者の利便性向上を図るため、これまでの5割還付期間を細分化し、2カ月前までの予約キャンセルにつきましては全額を還付し、15日前までのキャンセルにつきましては8割を還付する仕組みを新たに設けてまいります。

項番3、予約時期の変更及び全額、8割還付の導入期日は、来年4月から開設いたします、たなかスポーツプラザの予約が始まる平成27年3月1日からとさせていただきます。これに伴い、例えば野球場ですと、今までの「2カ月前から」を「3カ月前から」に変更いたしますので、3月1日からは5月分と6月分があわせて予約できるという形になってございます。

項番5の今後のスケジュールでございます。この案件は、条例改正を必要といたしますので、12月17日の本会議におきまして、体育施設条例の一部改正の決定後、来年1月13日の本委員会におきまして、体育施設条例施行規則の一部の改正のご了承をいただいた後に周知を始めるというのが本来でございますが、本日ご説明している内容に沿って規則改正が必要となります。また、周知期間を2カ月程度確保したいということから、12月20日号の「広報たいとう」から周知をしてまいりたいと考えてございますので、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

体育施設における一部予約開始時期の変更及び使用料還付割合の変更についての説明は、以上でございます。

続きまして、第41号議案、東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧ください。

ただいまご報告させていただきました内容以外の部分について、ご説明させていただきます。別表2でございます。台東リバーサイドスポーツセンターは、条例上、毎週月曜日を休館日としてございます。しかしながら、指定管理者からの提案により、従前から毎月第1月曜日及び祝日が月曜日にあたる場合には開館してございます。現状に合わせて条例の規定も改正させていただきたいと考えてございます。

また、柳北スポーツプラザでございますが、来年4月から開設するたなかスポーツプラザにあわせ、休館日を毎月第1月曜日に改正するものでございます。以降につきましては、現状の運用に合わせて文言等を整理させていただきたいという改正もあわせていきたいと考えてございます。

条例改正案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○樋口委員 使用日の何日前というのは、これは区役所の開庁時間でということでしょうか。

○青少年スポーツ課長 そうでございます。

○樋口委員 それは、明確に徹底したほうがいいです。

○青少年スポーツ課長 分かりました。

○高森委員長 他にございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第41号議案については、原案どおり決定いたしました。また、青少年スポーツ課のテについても、報告どおり了承願います。

#### 第43号議案

○高森委員長 次に、第43号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第43号議案、東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第29条の規定に基づき提出するものでございます。まず、条例の概要について、ご説明をさせていただきます。

本条例は、保育所型認定こども園を含む区立保育所の設置、管理、休業日、開所時間等について定めているものでございます。10月の本委員会でご報告したとおり、子ども・子育て支援新制度により、保育の必要量を認定することとなってございます。1日当たり11

時間までの保育標準時間と、1日当たり8時間までの保育短時間を設け、保育の必要性認定の際に決定することとなっております。今回の改正では新たに設けられます保育短時間に関する規定等の整備をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正案の第6条第2項で、保育短時間の利用時間について午前9時から午後5時までと定めております。また、同条第3項では、開所時間を超える場合の延長保育について規定しておりますが、第2項で設けました保育短時間を超える場合の延長保育についての規定を加えております。その他の改正部分につきましては、引用条文の変更及び文言の整理でございます。

裏面をご覧ください。付則でございます。本条例の施行は子ども・子育て支援法の施行日から施行するものでございます。

議案本文の表紙の裏面でございますが、この条例改正については、教育委員会としては原案に異存ない旨の意見を付して回答するものでございます。

第43号議案の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 では、これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第43号議案については、原案どおり決定いたしました。

#### 第44号議案

##### (2) 児童保育課 セ

○高森委員長 次に、第44号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、児童保育課のセについても一括して議題といたします。

児童保育課長、説明及び説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第44号議案、東京都台東区立児童館の指定管理者の指定についての意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。

本議案のご説明に入ります前に、児童保育課の報告事項、東京都台東区立児童館の指定管理者候補者の選定結果についてのご報告をさせていただきます。資料26でございます。

区立児童館の指定管理者につきましては、5月の本委員会におきまして公募をやらず、新設する谷中児童館を含めた8館一括で指定管理者を選定することについてご了承をいた

だいており、今回は再選定審査会の結果についてご報告をするものでございます。

項番1の対象施設は資料の表のとおり、新設される谷中児童館を含めた8館でございます。

項番2及び3でございますが、指定管理者候補者は社会福祉法人、台東区社会福祉事業団で、指定期間は来年4月からの5年間でございます。

項番4の選定の経過は資料のとおりで、審査会におきまして対象施設の視察及び書類審査を行っております。

次のページをご覧ください。項番5及び6でございますが、指定管理者候補者の選定に当たりましては、項番6にお示しした委員で構成する再選定審査会において、既存の7児童館につきましては、現地の視察を踏まえて、申請者から提案のあった事業計画等について、各館別に審査をしております。また、来年4月に開設予定の谷中児童館につきましては、事業計画書等により審査を行っており、いずれの審査も項番7にお示しをした審査基準に基づき行っております。

次の3ページをご覧ください。項番8、審査結果でございます。申請者からの提案内容は(1)にお示ししたとおりでございますが、これに対する再選定審査会の主な意見につきましては、まず共通の点として、(2)にお示しをさせていただいております。館長を中心に職員が児童館の役割を理解し、全体的によく工夫されて運営をされていること、学校と地域との連携がよくとれていること、中高生への対応を充実してほしいなどの意見がございました。

4ページをご覧ください。4ページから7ページにかけましては、各館別の審査結果及び審査会における意見をお示しさせていただいておりますが、いずれの館におきましても、得点率が基準の70%を超えており、指定管理者候補者として妥当であるという結果が出ております。詳細は後ほど、ご確認いただければと存じます。

最後に7ページの項番9、今後のスケジュールでございますが、第4回区議会定例会に指定管理者指定の議案を提出する予定でございます。報告の内容については以上でございます。第44号議案にお戻りいただき、表紙の裏面をご覧ください。

ただいまご報告をいたしましたとおり、再選定審査会において次期指定管理者として引き続き社会福祉事業団とすることについては妥当であるという結果が出てございますので、同法人を次期指定管理者とする内容で教育委員会としては原案に異存がない旨の意見を付して回答をするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○高森委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 指定管理者候補者というのはこの法人1社だけだったのでしょうか。それから指定管理者制度は、サービスの向上とともにコスト削減という点もあるかと思えますけれども、予算はいかほどで、これまでよりも削減になったのかどうか。新しい設備も含まれるので、総額としては増える可能性もあるとは思いますが、大体どのくらいのコ

スト削減につながっていると認識されているのかをお尋ねしたいと思います。

**○児童保育課長** まず、今回の選定に当たりましては、通常ですと公募型のプロポーザル方式で事業者を選定していくという手続でございますが、5月の本委員会でも、こちらの社会福祉事業団の運営により、地域とも密着して運営がなされていて、効率的に進められているというところがございますので、引き続き社会福祉事業団で選定の手続をとっていくというご報告をさせていただいております。それに基づきまして、今回は社会福祉事業団1社の運営状況について審査をさせていただいて、それで妥当であろうという結論を出したという手続でございます。

コスト削減の部分につきましては、こちらの指定管理者の選定に当たり、ガイドラインが区長部局で定められており、そのガイドラインに沿って経費等についてのチェックを一通りしておりますけれども、今回は審査基準でいいますと、③の運営効率化への取組というところで、管理経費の効率化という視点から審査をさせていただいて、これについても妥当であろうという結論を出させていただいたというところがございます。

幾らのコスト削減になったかというところについては、資料が手元にございませんで、後ほど、ご回答をさせていただければと存じます。

**○和田教育長** 今のお答えとして、運営状況は良好なので1社なんだというように聞こえたのですが、そういうことなのでしょうか。

**○児童保育課長** 運営状況が良好ですので1社というわけではなくて、これまでの実績を踏まえて、これまでの運営が地域に密着して運営をされていて、かつ、こういった児童を支える、支援する施設ですので、一定程度継続性が必要であろうという観点から、引き続き社会福祉事業団に指定管理者になっていただくという方向で選定をする、という決定を既にさせていただいているというところがございます。

**○和田教育長** それは、区の指定管理者の選定の指針の中にうたわれているところと違っていいですか。

**○児童保育課長** 先ほど申し上げました区の指定管理者の選定の指針の中に継続の特例がございまして、指定管理は通常ですと大体5年間で、次の5年間は特例で継続ができるという決まりがございます。

今回の児童館については、次の5年間も継続でやらせていただきたいということで、区の内部の決定と議会のご了承をいただいて手続を進めてきたというところがございます。

**○樋口委員** 各児童館の主な提案内容と審査会における主な意見がありますが、例えば千束児童館の主な提案内容は、各年齢層に合った経営、企画の設定や異年齢交流、異世代交流の実施を提案しているということですか。これは実施しているのではないですか。

**○児童保育課長** 今回の審査につきましては、来年度以降の5年間の事業計画について審査をさせていただいておりますので、現状、このような企画自体も実施をしているところはございますけれども、更に充実していこうということも含めた提案と考えております。

**○樋口委員** 私が申し上げたいのは、通常は今後頼むわけですから、将来に向けての提案

に対して、この提案が評価できるので委託をしますという話だと思えますけれど、主な意見は今実施していることをここで言っているの、評価がずれているのではないかというのが気になります。

育成の取組とは、何を意味するのか教えていただけますか。

○**児童保育課長** 資料の3ページの⑤職員育成の取組の中で職員の研修計画というところの項目がございますが、職員の専門的知識、技能を向上させる職員研修計画というのがちゃんと提案されているかというところが審査の視点となっております。

○**樋口委員** 同じ事業者でありながら施設によって違うとすると、機関によって17点というところと16点と、同じ事業者でありながら評価が違うというところはいいのですか。

○**児童保育課長** 今回の審査につきましては、各館別に審査をするということで進めさせていただいておりました。指定管理者全体を通じた研修を実施する場合と、各館なりの研修を実施する場合がございますので、そういったところと各審査委員が現場を見た、そういった点から若干の差が出たのかなという認識をしているところでございます。

○**樋口委員** 提案内容に対する評価というのはどこかされているのですか。

○**児童保育課長** 基本的に今回のこの資料については、提案内容に対してというよりは、審査会でこういった各館について意見が出たという記載の仕方をしてございますので、提案内容についてここがいいというような形での評価にはなっていないということでございます。

○**樋口委員** 提案内容がこの地域において、児童館の利用者に対してどのように寄与するかは、やはり大きな要素だと思います。今後は新規事業というのが重要だろうと思います。新規事業で今までと違った予算の中で、こういう新しいことをやるということにおいて、この地域において利用者にどれだけの利便性ないしは恩恵を向上させるかが、それぞれの受託者への、我々が期待することだろうと思いますので、そこを課題にさせていただければと思います。

○**児童保育課長** 樋口委員からご指摘をいただきました点につきましては、こちらの審査基準につきましても、区長部局でガイドラインが詳細に定められているものでございますので、今のご提案を含めて区長部局と協議をしてまいりたいと思います。

○**末廣委員** この谷中児童館はコミュニティセンターに入りますよね。この提案内容と意見というのは純粋にこれからのことの話ということになりますか。

○**児童保育課長** 谷中児童館につきましては、建設中の工事現場は視察させていただきましたが、イメージできるような状態ではもちろんございませんので、基本的には計画書に基づいた内容について審査をさせていただいたということでございます。

○**和田教育長** 児童館については、都心区にあっては子どもたちにとって貴重な遊び場というように思っているの、その存在意義としては非常に高いだろうと思っているところです。他の区の状況なども含めて、今後、児童館の方向性というのはどのように考えているのか教えてください。

もう一つは、この審査の中での指摘にもありますけれども、中学生、高校生などへの対応について、この中で幾つかの館では対応をしていると出てはいますが、実態としてどのような形になっているのか。また、中高生が今後も児童館に関わっていくにはどのようにしていったらいいのか、考えを教えてください。

**○児童保育課長** まず、他区の状況でございますが、他区については現状でもまだまだ区直営の児童館が多くなってございます。今現在、区長部局とあわせて社会福祉事業団のあり方を検討している中で、その社会福祉事業団が受託して、指定管理者となっている児童館のあり方についても含めて検討をしているところでございます。

今、教育長からお話がありましたとおり、児童福祉法上は児童の健全な遊びのための施設という位置づけになってございますが、近年は児童館の取組として中高生タイムもそうですけれども、乳幼児のご家庭に対してもいろいろ支援をさせていただいているという実績がございます。そうした中で、児童館の役割としては、単なる遊び場ということから、地域全体の子育てのネットワークの中心になり得る存在だろうという位置づけについて、今、検討をしております。そういった役割も、今後求められてくるであろうということと、こどもクラブの高学年の居場所というところで、高学年の居場所の一つとして児童館を活用していこうという考え方もございます。

そういった児童館の役割が非常に多岐にわたってくると認識をしておりますので、そうした方向で検討を進めて、児童館の役割について明確にしていきたいと考えているところでございます。

また、中高生については中高生タイムを今現在2館で実施しているところですが、なかなか利用者数が伸び悩んでいるのが正直なところでございます。やはり児童館というと小学生が使うというイメージが非常に強いということで、小学生向けの利用空間になっていると中高生がなかなか寄りつかない状況が審査会の中でもご指摘がありました。そういった中でも、児童館は児童館なりに中高生タイムのときには、中の環境を少し変えるような形で、中高生が来やすいような工夫に取り組んでいるところでございます。

今後、中高生の利用については審査会でもご指摘をいただいておりますので、いろいろな角度から検討をしてみたいと考えているところでございます。

**○和田教育長** 児童館のあり方の検討を社会福祉事業団のあり方の検討の中でやっているということですか。

**○児童保育課長** 社会福祉事業団がどういったものを担っていくかの検討の中に、児童館は現状担っていただいておりますので、その児童館はどういうものなのかということも含めて検討をしているというところでございます。

**○樋口委員** その検討の中で、小学生や中学生が勉強をする空間、家ではできないけれども、ここへ行けばという場所が学校以外にないような気がします。私の経験から、私の村は中学生、小学生が勉強をする場が図書館の中にあって、図書館は遊び場ではなく、そこはまさに今の児童館と同じような機能を持っていました。今、見ているとその辺りのとこ

ろが欠けているかなという感じがします。

○**児童保育課長** 例えば今戸児童館につきましては、音楽室がございます。防音がされておりまして、中学生がバンド活動などもされております。そういった児童館に来る中高生というのは、いずれボランティアとして児童館に戻ってきてくれるという、そのサイクルを何とかうまくつくりたいかなというような、現状でもボランティアで手伝っていただいたりということはもちろんありますけれども、そういった中高生の居場所についても審査会についてはご指摘をいただいておりますので、その辺りについては考えてまいりたいと思います。

○**末廣委員** 項番8の審査結果で、中高生の専門分野技術・知識の提供ということが書かれていますが、これはそういう要望があつてのことですか。

○**児童保育課長** 提案内容の中で専門分野技術・知識の提供については、児童館の中にいる職員でいろいろ専門的知識を持っている職員もおります。木工や美術関係、工作などのノウハウを持っている職員もおりますので、そういった技術・知識の提供や、あるいは、ご説明をしたとおり、中高生タイムの活動充実ということで、そういう活動をしやすい場所、環境整備も含めてやっていこうというご提案でございましたので、そういったところは積極的にやっていただきたいということで進めていこうと思っております。

○**末廣委員** 将来的にボランティアとして、また戻ってきてくれるということは非常にいいことだと思います。そういうサイクルができるといいと思います。

○**高森委員長** 私からのお願いですけれども、子どもたちの置かれている環境がどんどん変わっています。学習環境や遊びの文化も変わっていますので、なかなか児童館でこういうことができるという情報を子どもたちも持っていないし、親も持っていないことがあるのではないかと思いますので、PRの仕方も工夫をされるといいのかなと思います。

実際に私の周りにはいる子どもたちも、児童館を利用しているということを聞いたことがあまりないです。遊びといえば公園で遊ぶなどのことが多いので、あまり周知されていない部分もあるのかなという気はいたします。そのあたりの何か考えがあれば教えていただければと思います。

○**児童保育課長** 確かに児童館のPRとしては、各館の周辺学校には常に児童館のたよりをお配りしてはおりますが、そういったPRの方法についてはまた考えていきたいと思っております。それから、やはり児童館ならではのところが正直ありまして、学校の先生がご覧になったときに、なかなか学校ではできないようなことも、各児童館では工夫をしてやろうという考えを持って進めている、ということは今回の審査を通じて私も認識をしたところですので、そういったところをしっかりと伸ばしていきたいと考えてございます。

○**高森委員長** 魅力はたくさんあると思います。

○**樋口委員** 発明クラブの表彰式で出会った方々が非常にボランティア精神豊富で、積極的にという話なので、できたら発明クラブと連携などして、中高生に提供して、おもしろいぞという関心を高めるように情報提供ないしは実践もされたらよろしいと思います。

とにかく、ここは知識はあっちこっちに集約されておりますので、それをうまく利用することが重要だろうと思います。改めてやろうとするとなかなか大変なので、その辺りの連携をお願いします。

○和田教育長 児童館の利用状況も把握はしていると思いますが、私の知る限り、毎日子どもたちの利用は結構あるのかなと思います。ただし、利用をする子が限られ、特定の子になっている部分はどうしてもあって、地域の学校の子どもみんなで利用するという事になっていないかもしれないなと思います。子どもたちが全員来てしまうとパンクしてしまうので大変なのですが、どのようにPRしていくかということ。あとは地域の学校行事などに必ず児童館職員、学童保育の職員が招待されていますね。それなりに子どもたちとの交流がうかがえるので、児童館としての役割もそういう意味では一定の成果は上げているかなと思います。地域との信頼関係も非常に醸成できているような感じはしていますが、その辺りは引き続きよく指導をお願いしたいと思います。

○樋口委員 児童館の利用法で、例えば学校行事やそのほか、今の発明クラブも含めて、生涯学習センターでの子ども、児童、中高生に対する情報提供について、掲示板というのを使うことができますか。

○生涯学習課長 生涯学習センターのほうにも情報が来ていますし、またそういったところは広く使われていると思います。

○高森委員長 他にございますか。

(なし)

○高森委員長 それではこれより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、第44号議案については原案どおり決定いたしました。

また、児童保育課のセについても報告どおり了承を願います。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○高森委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

○高森委員長 はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、蔵前小学校改築に伴う仮校舎についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

蔵前小学校につきましては、児童数の増加により普通教室が逼迫しているところでござ

います。9月の本委員会におきまして、普通教室の確保への対応として、改築で対応をさせていただくということでご了承をいただいているところでございます。その際に、改築期間における仮校舎は検討中ということでご報告をさせていただいておりますが、その仮校舎について今回はご協議をさせていただくものでございます。

項番1、仮校舎の場所でございますが、旧柳北小学校、浅草橋五丁目1番35号にございますが、こちらにさせていただきたいと存じます。また、隣接する柳北スポーツプラザにつきましても、活用をさせていただきたいと考えているところでございます。

資料裏面をご覧ください。現在の蔵前小学校が右上に、それから仮校舎として想定をしております旧柳北小学校が左下にございます。位置関係はこのようになっているところでございます。直線距離で約830メートルでございます。

また表面に戻っていただきまして、項番2、仮校舎の施設概要でございます。この概要の中には柳北スポーツプラザの面積も含んでございます。

(1)の敷地面積が4,300平米強、現在の蔵前小学校の敷地面積よりも約600平米広い状況でございます。建築面積が2,164平米、延べ床面積が5,918平米でございます。体育館についても、現在の蔵前小学校よりも約50平米増の500平米の広さを持っているところでございます。校庭は現在、柳北スポーツプラザのテニスコート等で貸し出しをしているところでございますが、蔵前小学校の校庭が現在1,124平米の広さでございますので、旧柳北小学校は1,142平米でございますので、18平米ほど広い状況でございます。

項番3の選定理由でございます。選定につきましては、基本的には蔵前小学校の学区域の中で仮校舎を見つけられないかということで検討をいたしました。蔵前小学校の学区域内の候補施設といたしましては、東京都下水道局の水処理センターの敷地が蔵前二丁目でございます。こちらは、東京都下水道局に仮校舎として使用をさせていただきたいという申し入れをしましたが、水処理センターの新しい計画がちょうど仮校舎の移転期間中に本格化するためという理由で、お断りをいただいたところでございます。

蔵前小学校の区域には道路を一つ隔てて精華公園がございます。精華公園を活用いたしますと、精華公園にプレハブを建てるということとなりますが、プレハブの経費が、公園の改良の経費も含め約7億円かかりまして、公園が使えない期間も約3年少々ということで、公園を使う方々への影響も非常に大きく、教室数としてはプレハブで確保できますが、体育館や校庭、プール等が確保できないということがございます。

同じく、小島公園もございますが、精華公園と同じようなデメリットがございます。

また、台東育英小学校の区域になりますが、蔵前一丁目に日本郵政公社の東京蔵前体育館があり、こちらにも打診をいたしましたけれども、老朽化しているということで、近々、解体するというところでお返事をいただいております。そういった候補の中で残りましたのが学区域外にはなりますけれども、旧柳北小学校でございます。

旧柳北小学校は資料にもございますとおり、校舎棟は震災復興の建物で、大正14年の竣工でございます。耐震強度は現在の建築基準以上の数値をもともと持っておりました。こ

こには平成15年度からリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京というフランス人学校が一時入っておりましたが、その際にさらなる耐震補強工事も行っておりますので、耐震強度については非常に優位性を持っており、また、震災復興の校舎ということで、3階建てのコの字型となっており、教室数いたしますと、最大、普通教室で18学級は確保できる状況です。特別教室の改修ということも想定しますと、20学級程度の普通教室が確保できるというメリットがございます。

また、隣接する柳北スポーツプラザを活用することで、体育館や屋根付きのプールがございますし、校庭もございますので仮校舎としての環境としては申し分ないものがあるという観点から、旧柳北小学校と柳北スポーツプラザを仮校舎として選定をいたしました。

項番4、仮校舎としての使用期間でございますが、平成28年9月から平成31年の3月まででございます。現在は、期間限定で柳北保育室と社会福祉協議会が入っているところでございます。

項番5、今後の予定でございますが、11月26日の政策会議にお諮りをし、12月8日の区議会の用地活用・地区整備特別委員会に旧柳北小学校の暫定活用の報告をいたします。同月の11日、区民文教委員会で仮校舎の活用について報告し、12月中旬に蔵前小学校の保護者や地域の関係者の方々に周知を図っていく予定でございます。

蔵前小学校の仮校舎の選定につきまして、よろしくご協議いただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 改修工事費としてはどのくらいを見込んでいますか。

○庶務課長 現在、蔵前小学校は約500人の児童数がございます。500人分の調理規模となりますと調理室の改修をしなくてはなりません。また、屋上の防水、教室の内装、トイレ等の改修等で約1億円を今現在、推定しているところでございます。

○和田教育長 旧柳北小学校から蔵前小学校学区域の一番遠いところまでの距離は概ねどのくらいかと、それから説明会を1回保護者向けにしたと思いますが、そのときは仮校舎の場所については明示しておりませんでした。説明会のときにはどのような反応があったかを教えてください。

○庶務課長 まず1点目の距離につきまして、蔵前小学校の学区域といたしますと、一番東寄り、北寄りというところでは、田原町の交差点までが学区域になってございます。そこから旧柳北小学校までの直線距離でございますけれども、約1,400メートル弱でございます。

2点目の保護者向けに、改築ということで対応をいたしたい、仮校舎の期間はこの期間になりますというご説明を10月の区民文教委員会の後にさせていただいております。そのときには仮校舎については検討中ということではございましたけれども、やはり仮校舎がどこになるかということと、仮校舎がどこになったとしても通学路の安全確保について最大限の配慮を図ってほしいということがございました。

それから、仮校舎についてはできるだけ近いほうが望ましいということで、目の前に道を隔てて精華公園、小島公園などが使えないのかというご意見がありましたけれども、この辺りについては庁内の関係部署でいろいろと検討をいたしましたけれども、先ほど、申し上げました事情や、公園が都市計画法上の公園になっており、それを長期間使うこととなりますと、さまざまな高いハードルがあり、この期間内での改築というのは非常に難しいということのご説明をさせていただいております。

12月中旬に改めて具体的な仮校舎の場所をご説明させていただいて、通学路の問題や、前回の説明会の時にも、例えば蔵前小学校は、今、オーケストラの練習を早朝にやっているけれども、それがどうなるのか。それから、区内の学校の中には児童数が減っている学校もあるのだから、全体的にその学区域を見直して、児童数の調整を図ったらどうかというような、そういったさまざまなご意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

**○末廣委員** 直線距離と実際に歩く距離は大分違うと思いますので、一番遠い場合は2キロを超えるのではないかとという気もします。特に低学年の児童にとっては相当長い距離を歩くこととなりますね。安全が一番ですから、そういうことはこれから具体的に考えるのでしょうか。

**○庶務課長** ただいま末廣委員がご指摘のように、先ほど、一番遠いところで直線距離約1,400メートル弱と申し上げましたが、これを通学路に合わせていきますと、約1,700メートルに達します。前回の保護者への説明会におきましても、もし仮校舎がある程度遠い距離のところであれば、特に低学年の登下校時の安全確保のためにスクールバスを仕立てるなど、安全対策については十分配慮をしてほしいというご意見もございました。

実際、仮校舎の場所がここということでご了解をいただければ、お一人お一人の児童がどの場所からどのように通ってくるかということプロットして地図上に落とすことができますので、そういったことも参考にしながら教育委員会としては必要な安全措置をとっていきたいと考えているところでございます。

**○樋口委員** 大きな通りを渡らなくてはいけないので、この辺りの安全確保が一番配慮をしなければいけないところだと思います。蔵前小学校の南の学区域はどこになりますか。

**○庶務課長** 区が一番南の小学校の学区域といたしましては、台東育英小学校がでございます。そういった関係もあり、前回の説明会の中には、基本的には旧柳北小学校の学区域のお子さんは仮校舎に移った場合についても、基本的には仮校舎へ通っていただくことが原則になりますというお話はいたしましたけれども、場合によっては今の蔵前小学校に通うのに比べて非常に距離が遠くなるといった場合については入学する小学校について特別な措置などを考えてもらいたいというような要望も、何人かのご意見としていただいたところでございます。

**○樋口委員** 田原の交差点の南地区の一角は田原小学校でもいいのではないかとという話になりますね。

○庶務課長 そのようなご趣旨のご質問でございました。

○垣内委員 仮校舎として利用するのは3年間になりますか。

○庶務課長 約2年半になります。

○和田教育長 その2年半というのは最長ですか。もっと縮まる余地はあるのですか。

○庶務課長 2年半というのは現校舎の解体と、解体が終わってからの新しい校舎の建築の期間を両方含めたものでございますが、これは役所の5階に建築の部署がございまして、そこで期間と工事費の見積もり等をとっているのですが、解体で約9カ月という想定でございまして、この辺りは民間の感覚ではもっと早くできるのではないかとということがございますので、最大限のキャパとしてこれだけ見ているというところではあると思っておりますけれども、工事期間が1カ月でも、2カ月でも、半年ぐらひは縮まらないかということで、今、建築の部署とも相談をしているところでございますので、できるだけ早く竣工をさせていただいて、できるだけ早く子どもたちにも新し校舎に移っていただければという思いでこれから調整をかけていきたいと考えてございます。

○樋口委員 民間の不動産事業ならば、あの規模で取り壊しに9カ月というのはあまりにも長過ぎると思います。また、オリンピックパラリンピックの動きもあるので建設資材は値が上がると思いますし、人もなかなかいないという中で、計画的にしっかりおやりになられたほうがよろしいと思います。

○高森委員長 柳北スポーツプラザはスポーツプラザとしての機能はありますけれども、小学校が利用すると、ある程度の制限を定める場所なのでしょうか。

○庶務課長 先ほどご紹介をいたしましたフランス人学校が入っていた時も、柳北スポーツプラザのほうを使うときには柳北スポーツプラザのほうを譲っていただいていたところになりますので、それに準じた形で青少年・スポーツ課とも今後の使い方については相談、協議をしていきたいと考えてございます。

○樋口委員 いろいろ探した結果の敷地確保なので、場所に関しての異論はないですが、保護者に対しての安全と、この通学距離が長いということの不安、それをどう解消するかです。場合によっては先ほどの保護者の提案で、ある学区のところは遠いので他の学校に承認せざるを得ないところがあるとは思いますが。特に低学年は1,700メートル歩くというのは相当長いので、都心の1,700メートルというのは低学年の子どもは大変だと思いますから、この辺りは事後策として考えたほうが良いのではないかと考えます。

○学務課長 そういった安全確保は重要だと思います。ただし、一律には難しいことでもあると思います。1,700メートルを集団登校で楽しんで勉強したいというお子さん、保護者もおられることと思います。今、現存している通学区域の中で最長は上野小学校で1.2キロというのが現実にありますので、それプラス500メートルでどこまでというのは、一律にはまだ考えにくいとは思っています。安全確保が重要なのはよく承知をしております。

○樋口委員 都内ほど集団下校は危ないですよ、ちょっと道路を渡るときに遅れた子どもを待ったり、走らせたりするのは逆に事故が起きる可能性があります。通学のところは今

後しっかり子どもたちを指導しないといけないと思います。

○和田教育長 先ほど、保護者からのご質問の中で学区外通学などに関する話があったと思いますけれども、この仮校舎に関連して、特に学区域外の通学について特例措置は想定されるのでしょうか。

○学務課長 通学区域の学区域外通学についての特例というのは今考えてございませんが、ご意見を賜りたいと思いますが。

○和田教育長 保護者の方たちにすれば、2年間あるいは2年半、お子さんが仮校舎に通うのならば、もっと近い他の学校に行きたいというケースが出てくるだろうと思います。そういう場合の扱いはどうされるのでしょうか。

○学務課長 先ほどの遠いことによる安全確保にはきちんと取り組むことは前提として、思いといたしましては、仮校舎の期間中は遠くなるから隣の学校へというのではなくて、改築に向けて仮校舎生活も経験していくということを、学区域の子どもたちはみな同じように、一緒に行っていただいてという、そういった思いですという答弁を前回いたしましたところですが、ただ、非常に遠い事情、また個人的な病気、年齢などの事情もありますので、その辺りについては、一律のお答えはできませんというような答弁をしてきたところでございます。

○高森委員長 蔵前小学校は特別支援学級がありますので、いろいろな事情にも柔軟な対応をお願いいたします。

ほかにございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 学務課 イウエ

○高森委員長 次に、学務課のイからエについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 まずはじめにイの区立中学校選択制度の最終選択状況についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

平成27年度の新入学に向けての区立中学校の最終選択状況についてまとめてございます。資料のような各学区の入学可能者数に対して、選択者数の最終数値をまとめてございますが、ご覧いただきましたとおり、御徒町台東中学校と柏葉中学校について、入学可能者数を大幅に超えている状況でございます。

また、選択者のうち括弧内が通学区域内の選択者、また私立中学校の受験状況、昨年の状況等を記載してございます。例年のとおり、この最終選択状況に基づきまして、来年度の新入学者の予測をいたしました。別紙1をご覧ください。

選択者数から私立への入学者、転出入などの増減等を加味いたしまして予測をしております。御徒町台東中学校につきましては、予測した結果、入学可能者数を若干超えてございます。

また柏葉中学校につきましては、若干下回るという予測になってございます。

資料にお戻りいただきまして、これらの今後の抽選の扱いについてご提案をさせていただきたいと思っております。

まず、御徒町台東中学校についてでございます。項番3のaでございますが、ただ今申し上げましたように、入学予測数につきましては、入学可能者数を若干上回っているという状況で、現段階でこれらの子どもたちを全員入学予定者として確定するのは困難でございますので、通学区域外を選択者を対象とした抽選を実施いたしたいと考えてございます。

具体的には、通学区域外から選択をしておりますのが、230から100を差し引いた130名でございますので、この子どもたちに対して48名が入学予定者として決定し、それ以外の子どもたちに補欠の順位をつけるという抽選になる予定でございます。こちらが御徒町台東中学校の抽選の取り扱いです。

次に、柏葉中学校についてでございますが、柏葉中学校につきましては最終的な予測は、若干、入学可能者数を下回っておりますが、全員を入学予定者として確定するのはこの状況では困難でございますので、通学区域外を選択者を対象として抽選を実施いたしたいと考えております。通学区域内の選択者が161名と入学可能者数を上回っておりますので、この場合は入学予定者となる方はおられません。通学区域外から選択された22名に対して、補欠の順位をつけさせていただいて、後の私立学校等々に関わります辞退者が出た段階で繰り上げていきたいと考えてございます。

次に項番4、区内転入者の選択につきましては例年どおりでございますが、4月の新入学前の転入者につきましては受け入れ可能な学校が選択できます。また、4月の新入学後の途中転入者につきましては、原則として通学区域の学校に入学していただくことといたしております。

最後に項番5、区域外就学の取り扱いでございますが、入学可能者数に達しないと見込まれております先ほどの2校を除いた5校につきましては、これらの入学可能者数に達しない範囲で受け付けをしていきたいと考えてございますが、御徒町台東中学校と柏葉中学校につきましては、先ほど申し上げたように抽選も行わなければならない状況でございますので、区域外就学については本年度は制限をいたしたいと考えております。

なお、私立中学校等の入学確定の確認が済むのが2月の下旬までと見込まれておりますので、その後の区域外協議は実際の、他区も交えた学級編制に支障を来すおそれがありますので、これは昨年のように保留をして解除するかもしれないということではなく、現時点で解除を実施しないことといたしたいと考えてございます。

区域外就学の今後のスケジュールにつきましては、台東区立の小学校に、現在、在籍している区域外在住の子どもたちにつきましては、11月27日から12月4日まで区域外協議を

受け付け、全く新規の区域外就学の調整につきましては、12月5日以降としたいと考えてございます。

本報告については以上でございます。よろしくご協議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、ウの平成27年度区立幼稚園及び認定こども園の申込状況について、ご説明をいたします。資料のとおり、11月13日、14日で受付をいたしました。その最終的な数字でございます。

3歳児クラスにおいて、募集人数207名に対して合計で183名、4歳児クラスにおいて、70名の募集の人数に対して18名、5歳児クラスは、応募人数はゼロという状況でございます。ご覧のとおり、清島と育英において、募集人数を超えておりますので、こちらの2園が抽選となる予定でございます。参考に、昨年、一昨年の状況を載せてございます。

おめぐりいただきまして、項番2は、認定こども園の短時間保育の申込状況でございます。3歳児クラスは、3園あわせて募集人数56名に対し、応募人数は80名、4歳児クラスは、募集人数12名に対して17名の応募、5歳児クラスは、応募が0名というような状況でございます。ご覧のように3歳児クラスで2園、4歳児クラスで2園の抽選をする予定でございます。参考に、こちらも昨年、一昨年の状況を載せております。

項番3といたしまして、今後の予定でございますが、一次の抽選につきましては、11月25日、火曜日、その後、二次抽選は、二次の希望の状況によって実施いたしますが、こちらは11月28日、金曜日と、以下ご覧のようなスケジュールを進めてまいりたいと考えてございます。本件についてのご説明は以上でございます。

続きまして、エの平成26年度台東区健康づくり努力児童表彰について、ご説明申し上げます。台東区健康づくり努力児童表彰につきましては、要綱に基づいて実施しているところでございます。表彰の趣旨は、児童の健康増進の意欲を高めること、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることでございます。

表彰の基準でございますが、小学校6年生で、心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童ということでございますが、具体的にはバランスのよい食事を心がけていること、また、歯磨きの習慣、体力づくりの取り組み、また、4月から10月までを休まずに登校しているというような、そういった児童でございます。

推薦人数は、各校男女1名ずつ、合計38名でございます。資料の裏面が、これらの基準により各小学校の校長から推薦をいただいた児童38名でございます。つきましては、学校長の推薦どおり表彰してよろしいか、ご協議をお願いしたいと思います。

なお、表彰式は12月5日、金曜日、午後3時より、区役所10階1001会議室で、高森教育委員長、白井小学校長会会長のご出席をいただいたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

**○高森委員長** ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、学務課のイについて、何かご質問はございますか。

○樋口委員 平成27年度中学校新1年生の入学予測数につきまして、この括弧内の区域外就学者を含む増減及び予測数とはどういうことですか。例えば、御徒町台東中学校の入学者予測数と区域外就学を含む予測数というのはどういう意味ですか。

○学務課長 こちらは括弧内の区域外就学を含む予測数とはこれまで御徒町台東中学校に区域外就学をしてきた子どもたちの実績の平均を足したものでございまして、先ほどの項番5で区域外就学を制限するか否かの判断をするための数字でございまして。

○樋口委員 区域外就学を含む予測数はこれまでの数字ですか。

○学務課長 これまでの実績に基づいた予測でございまして。

○樋口委員 仮にこの予測通りになると、現状で受け入れ可能ですか。

○学務課長 法律でいいますと、1学級40人で、4学級で160となり、その年度の学級編制としては可能でございまして。今まで、各学級を37名としているのは、3年間を通して、転入転出等で10名程度の動きがあることが実績としてございまして、その間、学級編制が変わらないように、37名掛けるクラス数ということで設定しているところでございまして。

○樋口委員 どうしてもその学校に入りたいという子どもに対して抽選をしておきながら、少し枠は空けておいて転入者がそこに入るというのが何とも不思議ですが。

○学務課長 転入者につきましては、新入学前のタイミングであれば、その時点で空いている学校を選択できますが、それ以降の年度途中の転入、また2学年、3学年の場合については引っ越してきたその地域の、通学区域の学校に指定させていただいておりますので、選択はさせていただいておりません。

○樋口委員 そうすると、定員がいっぱいだからという状況においては断ることは可能なのでしょうか。

○学務課長 義務教育ですので、転入した通学区域の学校に通学させることは義務です。そこは他の学校に行ってくださいとはできないので、あらかじめ37という設定をしているところでございまして。

○樋口委員 選択制なので、本当はその学校に行きたい子どもを行かせるのが原則で、そこでは定員いっぱいと言いながら、転入して来る人の分を空けておくというのはいかかなものではないでしょうか。今の予測で言えば、入学者予測数は148名の入学可能者数と比べてわずかなオーバーですね。この予測が合理的な根拠になるのでしょうか。

去年はどのくらいの希望で、実績はどのくらいで、その差がどのくらいだったのかを教えてください。

○学務課長 御徒町台東中学校の昨年でございまして、同じく148名の入学可能者数に対して、204名の選択者があり、昨年の今の時点で学務課では10名近く下回ると予測いたしました。この際は抽選を実施しないで可能ではないかというご提案をさせていただいたところでございまして。実際の入学者は131名でございました。

○樋口委員 昨年に関しては、結果としては過大な評価だったということですね。もし今年のこの数字が外れ、全員入ってくると大変なことになります。しかし、これまでには

そういうことがなくて、去年も少しオーバーに評価をされている状況でありました。

柏葉中学校については去年の実績と今年の予測はどのような見通しでしょうか。

○学務課長 柏葉中学校につきましては、昨年、3クラスの111名という入学可能者数に対して、177名の選択者がございました。このうち、通学区域内の選択者が152名ということで、この方々から私立等の状況を差し引いても111名を10名程度超えるという予測があったことから、逆に抽選を実施せず、通学区域の選択者のみ入学予定者とするという決定をしたところでございます。

○高森委員長 やはり通学区域に居住する者の枠を優先的に確保しておかなければいけないのかなという気がいたします。

○樋口委員 それはわかります。ただ、予定数が何人入るかで抽選するかどうかを決めたほうがよろしいかなと私は思います。ある私立の中学校は受験者が1万人います。しかし、ほとんどが他校に流れて、実質は競争率が1.3倍という、それがまさに学校の運営の難しいところです。今の報告ですと、去年は204の希望者で148ですから、今年のルールでいけば必ず抽選をしなくてはいけない。しかし、実際は131で、予測からも下回っていましたということなわけです。

ですから、御徒町台東中学校で例えると、本来は148が受け入れ可能であるにもかかわらず、実際は131で、もし、抽選をやった場合には余計に不満が出てくる。そうすると、何を根拠に抽選をしたのかという。ここでの根拠はまさに私は何人入るかが合理的な判断だろうと思います。

○学務課長 昨年、結果的に131名であったということについては、毎年、データをとっておりますので、そういったデータの積み重ねに基づいて予測をするしか手だてが今のところないのかな思っております。

○樋口委員 それ以外のところで、いろいろ保護者の心情を考えれば、なるべく抽選は避けたほうが良いということはよくわかりますね、まず方針上。

しかし、台東区教育委員会として、今、小学校、中学校のおかれた立場で、なおかつ中学生になる子どもに対してどのように教育をして、義務教育を終了していただくかというところで、自分の希望をしたところに関して、なるべく第一志望のところに入れてあげて、台東区内で中学までを修了させるということが教育委員会の方針であるべきかと思えます。

なるべく子どもの意欲をくじかないような形で教育をさせてあげるのが我々の責務じゃないかと思えます。

○高森委員長 数字だけで、その全員が本当にこの学校の教育が受けたいから選択しているのかどうかについての判断は非常に難しいところですね。

○樋口委員 行きたくないということも選択です。ただし、いいかげんに選んで、いいかげんに中学へ行くということはないと私は思います。

○垣内委員 平成24年に制度を変えましたよね。ということは、平成25年度、それから今年度の2回、今の制度で運用しているのですよね、実績があるということですよ。その

実績の中で前回はオーバーしたけれども、どちらも抽選を実施しなかった。柏葉中学校の場合は111名のところ、152名であって、全員オーケーということで、その後、外からの方はどうなったのでしょうか。

つまり、過去はどうなっていて、それぞれ予測とどのくらい誤差がありそうなのか、その辺りのデータが少ないのでなかなか判断しづらいということもあります。一方で、制度が頻繁に変わるというのも安定性を欠くということもあり、選択制になったのがいつで、平成24年度が初めての見直しなのか、どのぐらいのタイムスパンで、どういう決定をしていくのか、教えてもらえればと思います。

○学務課長 中学校選択制度が始まりましたのは平成15年でございます。その後、制度の改正を行ったのは平成24年5月ですので、約10年目にして初めて見直しをしたということでした。

予測との誤差でございますけれども、先ほどの御徒町台東中学校が予測より10名程度下回り131。柏葉中学校につきましては、予測より若干下回り119というような状況でした。

○垣内委員 これは通学区域の方々も、通学区域外の方もほぼ同じ受験比率になるのでしょうか。算定式の中では違う数字を使いながら推定していると理解してよろしいのでしょうか。

○学務課長 それぞれの私立中学校によってどうなるかという予想は別々にしておりますが、柏葉中学校の場合は、通学区域内の子どもたちが私立中学校に合格したとしても、可能者数は超えているということで、通学区域の子どもたちしか入学できないということで、通学区域外の子どもたち全員を抽選せずに落選としました。

○垣内委員 それで111の定数のところに119来たということですか。

○学務課長 さようでございます。ということで、学級が結果的に4クラスになるということでございます。

○高森委員長 抽選の仕方も非常にシンプルなやり方だと思うので、やはり私が思うのは、学区域の子どもは第一に優先してほしいところです。

次に、「都立・私立中学校等を併願していない子ども」という枠が別に設けられていて、併願している子どもたちは更にその外（そと）の枠で抽選するような、仮にそういう仕組みがあれば合理的だと思いますが。

○樋口委員 意欲のある子どもがなるべく公立に来るくらいにしないと。本当にこれは子どものために考えたいと思います。それは学校の教育のためにも考えてほしいと思います。

○高森委員長 私立中学校受験をして合格したら、その多くは私立中学校に行ってしまうような状態ですからね。

○末廣委員 保護者が把握している数字は、御徒町台東中学校でいえば230という、これしか知らないわけですよ。現在、選択者数というのは。

○学務課長 230とそのうちの通学区域内外の内訳だけです。

○末廣委員 保護者たちが普通に見れば、御徒町台東中学校と柏葉中学校はもう抽選だと思えますよね、今までのやり方では。一方で、予測でいきますと、どうにかなるだろうと、抽選をしなくてもね。という、そういう見方も出てくると思えますよね。

規則通りに、やはりオーバーしているから抽選をやりますというのか、それでも抽選はしないでいきますとなるのか。そうすると、逆に抽選をしない説明が難しくなりますよね。

○和田教育長 今の末廣委員のお話で、今年ホームページで示しているのは、御徒町台東中学校の例では230で、内訳が130と100ですよという表示ということですよ。

○学務課長 はい。

○和田教育長 去年は204という数字があって、127と77という内訳が表示されていたということですね。

○学務課長 はい。

○和田教育長 去年の場合には抽選をしなかったということですね。今年は見ようによっては増えたとも思えるし、あまり数字は変わっていないという感じもしますね。130も、127もいずれも学区域外の数はあまり変化がないということですね。そうすると、去年と今年との扱いを変えるという説明のほうがむしろ難しくなるということですね。

○樋口委員 去年はオーバーしても抽選を実施しなかったのも、その境は幾つかという説明を求められることも考えられます。今年も予想より下回ればちょうど定員どおりになるのではないですか。

○末廣委員 これはあくまで予測ですからね。140台に行く可能性もあります。

○樋口委員 だから、何で今年抽選を行うのかという話になるのです。

○末廣委員 抽選をしなければ当然、意見などは出ませんよね。抽選をするとすると、なぜ去年は抽選しないで、今年にするのかということになり、きちんとした整合性がないと説明がつかないですね。

○和田教育長 危惧されるのは、来年240だったら、250だったらというところの判断を、今、裁量の中でやってよろしいかどうかということですね。

○樋口委員 去年の抽選を実施しなかった根拠は。

○学務課長 予測数が最終的に148より10名近く下回っていたという状況からです。

○高森委員長 去年は私立中学校の受験者が少なかったということですか。

○学務課長 受験率としてはそれほど差はないかと思えます。

○末廣委員 オーバーしたときに必ず抽選を実施するといっているわけですか。

○学務課長 オーバーした場合には抽選を行う可能性がありますと。この2校については可能性があります。何名落ちるといって抽選を行う可能性がありますというアナウンスはしてまいりました。

○末廣委員 それなら説明がつきますよね、可能性があるということだから。

○垣内委員 抽選をしたりしなかったり、誰がどういった基準で、どういった裁量権を持って決めているのかということの説明すると考えたときに、すごく難しいですよ。

○末廣委員 経験上でこの予測の数字が出たと。会議で決めてやるか、やらないのかはそれはそれでいいと思いますけど。やはり生徒、保護者にとってはやってもらいたくないというのが本音でしょうけれども。

だから、どうしても抽選をやらざるを得ない状況でもないという気もしますよね。

○垣内委員 もし予測が外れて、上ブレをしたときはどうなるのですか。155人になった、165人になったと。

○末廣委員 抽選をしていればいいのですが、抽選をしていないと。

○垣内委員 学級が増える。

○樋口委員 それは浅草中学校がかつてそういう状況でしたね。

○学務課長 そのようなことから、あらかじめ学級編制、それこそ学年の縦の構造も勘案して校長から、御徒町台東中学校については4学級の構造でいきたいという確認をとっておりますので、これが5学級になるとこの学年だけ5学級ということになります。

○樋口委員 現状として例えば上ブレしたときには、現場の校長には相談をしていないですよ、この選択有無、予測値は。

○学務課長 中間値、またこの選択者の動きについては速報で情報を流してございます。

ただし、抽選をする、しないについては、この議論を待って、その後伝えるということですよ。

○高森委員長 今回、保護者側に提示している数字は去年の204に比べて230という、明らかにその数は多いですよ。ですから、これは抽選をしても納得いただけるのではないかなと思うのですけれども、原則にのっとりきちんとやりましたという、それはもう去年と比べ明らかに数が多いからということで、今回は納得をいただけるのではないかと思います、いかがでしょう。

○学務課長 私も一般の方から見て、148に対して200を超えているのに抽選しなかったというほうが、実は予測の結果ですということになります。今回、230で二十数名増えていますので、私としてはそこはご理解をいただき、また、樋口委員がおっしゃるように、期待していた子どもたちはということであれば、下ブレをするのであれば補欠で待っていただきますけれども入れます。この手続は踏んでおくのが公平なのかなとは思っています。

○樋口委員 私の心配は、中学校が、130の希望があって、もうこれ以上希望者を増やさないほうがいいという、逆の動きが出てきて、一層、意欲をそぐことになりかねない。

ただ、この中において、130という数字よりも、実際に何人入るのかというところで、プラス2ないしは5ぐらいだったとして、本当に現場が大混乱をするような状態ではないのではないか。それよりも、やはり台東区の中学校に私は希望して入れたよと、それで一生懸命やろうと、それぞれの学区の子どもはまたそちらに戻ってくるだろうと。それが、選択制のいいところですよ。

○和田教育長 仮に御徒町台東中学校を抽選しないとした場合に、柏葉中学校も同じ扱いにすべきだと思いますけれども。去年は、学区域内の子ども以外は全て抽選せずに除外を

するという、区域内の中学校に行っていたということがありますけれども、今回の場合は柏葉中学校についても、一応、御徒町台東中学校がもし抽選をしないことになったならば、柏葉中学校も抽選はしないという形になりますか。

○学務課長 考え方として統一感を持つのであれば、予測数に大きな差はないので、ご指摘のとおりかと思えます。

○和田教育長 柏葉中学校の場合には、4クラスの学級編制が物理的には上限ですよ。

○学務課長 そのとおりでございます。

○和田教育長 もし、これで160を超えるというような結果が最終的に出た場合に、万が一の場合には5学級にすることは可能なのですか。

○学務課長 今、教室の確保については充てがえない状況でございます。

○高森委員長 当然、クラスもそうですが、人員の確保、教員の確保という部分がありますので、それを12月の段階ですぐに対応できるのかどうか。

○指導課長 学級数が増えた場合の教員の配置でございますが、もしも2月の下旬に学級増となったとしても、教員の配置については4月1日からの追加配置はできると考えております。

○和田教育長 御徒町台東中学校については5クラスになっても対応できますか。

○庶務課長 仮にそのようになると、特別教室や、普通教室でないエリアについて学校とご相談をさせていただいた上で、年度末、突貫工事にはなりますが、何らかの方法で普通教室のスペースを見出していくということになるかと存じます。

○樋口委員 増えた原因は何ですか。

○学務課長 御徒町台東中学校の区域の方々は一昨年までは浅草中学校を選択する方が多かった傾向でございましたが、選択の思考も変わってきた中では、御徒町台東中学校の場合は、地元で地元を選ぶ率が高まっているという状況であるかと思っています。

○樋口委員 その一方で浅草中学校が急減しているということで、このことの解消が先だろうと思います。

こういった事態に関して、子どもたちや保護者の状況を勘案しないと。教育的配慮というのはそこにある一定のルール、配慮をしてあげないと。この急増と急減では、ルールがどうということではないと思いますので、この状態は。

○末廣委員 浅草中学校に関しては、去年辺りからそういう傾向が出ていて、当然、保護者の間の情報交換で皆知るようになるわけです。それは、3、4年前の浅草中学校からすれば激減ですが、例えば上野中学校も徐々に上向いてきたというのは、やはり学校の努力がある程度実ってきているという感じもしますから、浅草中学校はこれからいかにしていこうかという努力はすると思います。そのフォローもみんなですていかにいけなと思っています。やはり学校の評判というのは相当変わりますよね、そのときそのときによって。いつまでも浅草中学校がこういう状態だとは思いませんが、噂と言いますか、情報というのはある意味では怖いですよ。

○高森委員長 噂に流されて、ここの学校は嫌だから他校へ行こうというのは、果たして健全なのかなという気もします。

○垣内委員 資料2について、御徒町台東中学校の場合は区域外の方は、130人のうち48人までは入学予定者と決めて、残る82人は補欠登録順位という、そういう理解でよろしいですか。

○学務課長 さようございます。

○垣内委員 参考のほうの改定案で、通学区域内の選択者だけで入学可能者数を超えた場合は、通学区域外からの選択者の繰り上げは行わないというのは、11月の時点で確定ということ、抽選ですよ。通学区域内の選択者だけで入学可能者数を超えた場合は通学区域外から選択者の繰り上げは行わないということですが、この通学区域内の方が私立中学校を受けていた場合は、おそらく2月、3月に合否が決まって、その方が抜ける可能性があります、そのときはどうするのでしょうか。

○学務課長 柏葉中学校がこのケースに当たるとは思います、11月時点の予測が入学可能者数を超えた場合に抽選という中で、ただし、超えているのですが、通学区域内の子どもたちだけでその予測数を超えた場合には、補欠をつけておいても繰り上がる可能性がないと。

○垣内委員 11月の時点ですよ。

○学務課長 予測をさせていただいて、柏葉中学校の場合には予測数として通学区域内の選択者だけで111を超えていたのです。

○垣内委員 これは予測のことですか。11月に予測をして、こちらのこの資料のほうですね。平成24年に初めて改正した資料の中の、改正案の3個目のコラムというのは、ただし書きのところは予測という意味ですね。

○学務課長 はい。その前の文の入学者予測数を引用しております。

○垣内委員 予測数だとすると、やはり上ブレしたり、下ブレしたりするという、最終的にはブレが生じるということですよ。

○学務課長 ですので、それが下ブレした場合でも超えているというような状況を見極めて抽選を実施しないということにしてまいりました。

○垣内委員 柏葉中学校の場合は、今回、22名の方に補欠登録順位を決めると、161名の中から私立中学校に移っていったときに、例えば130人になったりすると、この148まで順位ごとに繰り上げて行って合格をさせていくのではないのですか。

○学務課長 私立中学校の受験をしているということをあらかじめ選択の際に伺っておりますので、そういった方々の中で私立中学校に合格した方々が除かれていくということで、申告をしないで黙って受けていた場合を除いては、それ以上の下ブレはない状況です。

○垣内委員 142人は来るだろうと。

○学務課長 はい。

○垣内委員 私立中学校が不合格となった人も多少来るかもしれないという理解ですか。

- 学務課長 はい。
- 垣内委員 しかし、どのくらい不合格となるかはわかりませんよね。
- 学務課長 過去の実績で予測をするほかに手だてがない状況です。
- 樋口委員 私立受験者が抜ける率は、中学校ごとに見られていますが、この辺りはそれぞれの中学の実績でという話でしょうか。
- 学務課長 私立中学校と国立、都立などについては申告に基づいて、合格率が過去違うので、そこは分けて考えております。
- 高森委員長 今日はこの抽選をするかどうかまで決めなくてはならないわけですね。
- 学務課長 はい、よろしく願いいたします。
- 和田教育長 予測数を基準にして考えますと、今回は148人に対して若干多いということになります。予測数の性格そのものについては、過去の私立中学校の合格者数を参考にして、所管で数字を割り出して作成をした数字だということになります。このことを教育委員会会議の中でどのように位置づけるかということにつきましては、お手元に平成24年に作成した資料のとおりであり、この中で入学者数予測が入学可能者数を超えた場合は抽選を実施するという形をとっております。
- これについて教育委員会としては、参考数値として、あくまで基準としての位置づけも必要ですが、参考としての位置づけということも加味しながら判断すべきだろうと思います。
- 結果として、仮に150を超え、あるいは160を超えるということで一クラス増という状況になった場合であっても、かなり厳しい作業ではありますが、4月の開校には間に合うということは所管のほうから話があったとおりでございます。したがって、今回、この教育委員会の入学者予測数の判断につきましては、今の社会的状況から見ても、私立中学校の合格率は比較的高くなっているという傾向を鑑みれば、この数字について入学予測数については参考値ではありますが、これを下回ることはあっても、上回ることはないのではないかと考えていたかと思っております。
- 結論といたしまして、抽選を実施しないという方向で検討をという意見を述べたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 高森委員長 実施しないということ。
- 垣内委員 両方実施しない。
- 和田教育長 1校だけ実施するというわけにはいかないと思います。
- 垣内委員 この参考資料の、中学校選択制度の一部改正についての資料の性格はどういう位置づけになりますでしょうか。これは単なる資料なのか、それとも申し合わせ事項なのか、あるいは法令上何かに基づいた決定なのか。
- 学務課長 選択制度の実施要綱で定めてございます。
- 垣内委員 実施要綱とは、法令上決まっています、自治体がこの制度を導入して、そのときに実施するための要綱という、細則規定と考えてよろしいですか。

○学務課長 法令上は学級編制の通学区域を指定するという点に関して、こういった趣旨においては弾力的な運用が可能であるという法の趣旨に基づいて、その運用方法として選択制度を立ち上げて、その詳細を要綱で定めているという状況でございます。

○垣内委員 この制度自体は条例ですか。

○学務課長 要綱のみでございます。

○樋口委員 改正内容で、2の一番最後に抽選実施の有無や教室などについては11月の教育委員会で決定するという点で、有無もここで決めることになっていきますよね。

○垣内委員 ここで最終決定をするということ。

○樋口委員 実施については。

○垣内委員 いろいろのご議論があって十分に理解していない部分がありますけれども、この中学校選択制度そのものが何を狙っているか、というところに帰着すると思います。当然、自由に選択をしていただくという考え方が一方にあり、もう一方で公教育として一定程度のレベルを全ての子どもたちに提供するという、この二つのベクトルの違う目的を包含したような制度ですので、そのバランスをどこでとるかというのが非常に難しいというところかと思いますが。

平成24年にこの実施を改正して、ようやく3年目で、問題が生じ始めているというのはわかるかと思いますが、今まではあまりに二極化し過ぎて安定性に欠けるというようなことがあって、この要綱を改正したと思うのですね。

今の状況を見ますと、6クラスになるような異常な二極化は見えていない状況があって、それなりにこの選択制度の新しいやり方というのも機能しつつある立ち上がりところで、また変えるというのもどうかなという感じがしております。しかも人数的には選択者が増えていますよね。確かに予測に基づいてとはなっていますけれども、今後どうなるかわかりませんが、この制度自体を安定的に運用するということも考えたときに、今回、抽選をやらなくて来年240人とか250人になっていくということを考えたときに、抽選をやっておいたほうが安定するのではないかという感じもしなくはないです。しかもそこでただ、こうやって数字でばっさり切るということだけではなくて、おそらくこの後のフォローが大事なのではないかと思います。選択者が少ないところは、そのフォローを今後、教育委員会として全力を挙げてやっていくというような方針も合わせて、今回はご理解いただくという考え方もあるのかなということが私の気持ちです。

杓子定規と思われるかもしれませんが、最終的にはその一校一校の中学校がいろいろ競争して高め合うということと同時に、この台東区全体の中学校が二極分化していくことも避けたいわけではありまして、そのバランスをどうとっていくかという制度設計かなとも思ったものですから。

○高森委員長 心配なのは、今年抽選を実施しないで1クラス増えた場合に、来年も例えば御徒町台東中学校が220だった場合、抽選をするかどうか、もうクラスは増やせませんよね。

○垣内委員 これはまた変動すると思いますね。浅草中学校や忍岡中学校など、変動していくわけですよ。それを変動するというを前提に制度をつくっていく必要もあるかなというところ。今回は割と数字的に見たときに、過去にやらなかったこともあると言う方もいらっしゃるかと思いますけれども、一般論としては230人になっていて、入学可能者が148人ですから、これで抽選を実施するというのは、それほど大きな大混乱を引き起こすことではないのかなという気もしますが。

○末廣委員 今まででは予測数で、抽選もしない場合もあったわけですが、まともに見れば148人のところ230人だから、当然、抽選を考えるのが当たり前になるわけで、そう思いますね。それぞれの特徴があって、ある程度人数も合わせようということだと思いますが、そのために人数的な二極化を防ぐために抽選などの制度があるわけです。ただこの数だったら予測を入れれば、必要ないだろうという、今のところ教育長はそういう考えですよ。だけれども、今回きちんとここでうたっているのなら、やはり抽選はしたほうが良いと思います。

○高森委員長 一つの基準として、230、183という数字を尺度として判断するのか、入学者予測数を尺度として判断するか、どちらかですよ。表に出るのは230、180ですけども、私たちのほうで一応予測している数としては、それほど違和感はない数字だということで、この予測を立てているというのがあって、結局判断するのは私たちがどこで判断をするか、ここできちんと話し合ったほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

○和田教育長 柏葉中学校は予測数が入学可能者数を下回っていますね。境目の上と下ということになりますよね。

○末廣委員 柏葉中学校は、教科教室を普通教室に変更したとか、そういう流れもありましたけどね。

○高森委員長 選択者数と予測数の差というのは、これはもう私立中学校に入学する数が大きいところがありますよね。ですから、この数字を無視して230だけで判断していいかという、少し危険ですよ。蓋をあけてみたら入学者数がとても少なくなってしまうということにもなる。それはそれで御徒町台東中学校としてはどうなのかなというところもあります。

○樋口委員 都外では、なるべく県内で私立中学校も全部今抱え込んでいるのでしょうか。

○末廣委員 もう今は抱え込みですよ。

○樋口委員 やはり私立中学校はどんどん採りますよね。ですので、合格率は高くなってしまいうということですよ。

○高森委員長 来年以降も同じような問題が出てくると思いますが、そのときの尺度としても、やはりこの網掛けの部分、入学者予測数である程度判断すべきなのかなということになりますでしょうか。

○和田教育長 そうならざるを得ないですね。

○樋口委員 入学者予測数の範囲をどの程度評価するか。

○高森委員長 そこを基準に、もうここで決めましょうということで決めていけば、その判断になるわけです。実際の数字だけで見ると、思わぬことが起きる可能性はある。増えてしまう可能性もありますからね。

○末廣委員 あまりがっちり決めないほうがいいですよ。

○高森委員長 この選択者数を見てだけの話なのかなという気がしますね。

○末廣委員 予測というのは今までずっとやってきたわけですよ。予測値を出して判断するという。それは公にも言えるわけですよ。教育委員会として予測したということ。

○高森委員長 私立中学校の受験者が多いのは、保護者もわかっているはずですよ。保護者はわかっていますので、数字に関係なく特殊なことはわかっていると思いますね、そういう点では。

確かに抽選をしないほうが、受験者を抱えている親としては一つの安心要素であることは間違いないです。子どもたちも安心して受験を受けられるということがあるかなという気がします。

○和田教育長 そうですね。これまでもそういう配慮をしながら進めてきたという経緯が、確かにありますね。

○末廣委員 浅草中学校が多いときには抽選をやっていないのですか。

○学務課長 抽選はしていません。

○樋口委員長 クラスを増やした。

○末廣委員 ではこのところずっと抽選はしていない。

○樋口委員 柏葉中学校だけ通学区域外の希望者を抽選で整理したと思いましたが。

○末廣委員 柏葉中学校は抽選を実施したのですか。

○学務課長 はい。

○垣内委員 今回のように予測数が接近している場合でも抽選はやらなかったのですか、前例としては。

○学務課長 ここまでボーダーラインに近寄っている例がなかったのだと思っています。

○垣内委員 では、抽選を実施したのは柏葉中学校だけですか。

○学務課長 柏葉中学校と、始めた当初の駒形中学校だけです。

○垣内委員 原則として、この抽選はセーフガードというか、最後の砦であって、基本的に例外的に必要なときに抽選をするのであって、原則やらない方向で調整するというのが、この教育委員会の方針なのですか。

○学務課長 いろいろ不安をもたらすということから、実施しないで済むことが予測できる場合には、実施しなかったということでございます。

○垣内委員 では、やらないほうがいいじゃないですか。

○高森委員長 過去の経緯がありますので。

○垣内委員 過去の経緯からしたら、今回はぎりぎりやらなければならないものというわけでもないということですね。

○高森委員長 万が一の場合でも、御徒町台東中学校は一つクラスを増やせるかもしれない。

○庶務課長 やってやれないことはないということです。

○高森委員長 では、その際は必要に応じてご対応ください。他によろしいでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、協議事項、学務課のウについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○和田教育長 今年度、幼稚園の途中での欠員については、統一的に募集をして抽選を行うということになりました。今回の募集について、来年の3月末日まで欠員がずっとある場合、これはどうしていくのか。また、4月以降も引き続きこのまま欠員のところが4園除いて全部ですけれども、それらの扱いについては募集はどのように行うことになりますか。

○学務課長 ご指摘のとおり、今年度の9月より空き待ちの方々の補欠登録も実施しているところですが、この募集、抽選の期間凍結をしており、来年の3月までの今後の欠員等に対しましては、補欠登録をしていただいている方々の繰り上げが可能な状況でございます。

また、来年度以降も欠員が生じた場合につきましては、今回の抽選等で三次抽選まで、今回のこのシリーズで最後まで希望園に行けない方々の希望を募って補欠登録をしていただいて、その希望園の欠員を待って、そちらの方に入園していただくというような進め方をしたいと考えてございます。

○垣内委員 資料3の5歳児クラスというのは、募集人員、幼稚園の場合は89名に対して応募がゼロというのがあるのですが、この理由なんでしょうか。

○学務課長 幼稚園において3学年のその3歳児保育ということが始まってもう10年を超えらると思えますけれども、ご覧のように幼稚園教育を就学前に行いたいという保護者の方々が、やはり3歳、または4歳からと、3年もしくは2年保育を希望される方が多くなっている結果だと考えてございます。

○樋口委員 途中入園ですから。

○垣内委員 途中で入っていらっしゃるのがゼロの場合どうなるのか。

○学務課長 新規で5歳から入園したいという方がゼロということでございまして、当然5歳児クラスは4歳からの持ち上がり子どもたちでクラス編制はされております。

○垣内委員 そうすると、稼働率といいますか、充足率は十分あるという。

○学務課長 ご指摘のとおりでございます。

○高森委員長 少人数でやりやすいですね。

○樋口委員 区内の私立幼稚園は7園でしたね。

○庶務課長 7園でございます。

○高森委員長 ことぶきこども園が募集人数より多く、人気です。これはやはりいろいろな事情があって、クラスの規模を増やせない、あるいはクラスを1クラス増やすといった

ことは、ことぶきこども園では検討はなさっているのでしょうか。

○学務課長 開園以来、待機児童の状況も踏まえて、増やせるところについては増やしてまいりましたので、現状ではこの対応が限界かと思っているところです。

○高森委員長 他にいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 では、次に協議事項、学務課のエについて、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のイからエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 児童保育課 オカ

○高森委員長 次に、児童保育課のオ及びカについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項のオ、子ども・子育て支援事業計画(案)における認定こども園・保育所の整備について、ご説明をいたします。資料5をご覧ください。

項番1、現状でございます。認可保育所等の整備につきましては、現状、公募型プロポーザル方式により事業者を選定しておりますが、特に認可保育所の誘致では、本年11月に開設した保育所では、想定規模以下となったこと、来年4月開設分についても、後ほどご報告いたしますが、9月の本委員会でご報告したとおり、再公募を実施した経緯がございます。

次に、項番2、課題でございますが、1点目として、限られた期間内に保育所に適した物件を確保することが難しいということ。2点目としては、区の公募期間外で事業者の自主的な保育所整備の案件があった場合に、区の計画との整合性をどのようにとるかということが課題となっております。

項番3、他区の状況でございますが、ほとんどの区では既に随時提案を受け付け、順次審査、決定して事業者を確保しているという状況がございます。

次に項番4、対応策でございます。まず、(1)の考え方でございますが、子ども・子育て支援事業計画に基づき、来年度以降、保育所等を整備してまいります。特に平成28年度以降の整備については、早期に事業者を確保し、計画的に整備を進める必要があることから、通年で事業者から保育所整備の提案を募り、随時事業者を選定していく方向、いわゆる通年公募という形で進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の募集方法でございます。アの対象は、子ども・子育て支援事業計画(案)における平成28年、29年度整備予定の6施設といたします。ただし、平成28年度の認可保

育所につきましては、柳北保育室の代替となりますので、南部地域に限定させていただきます。

資料の裏面をご覧ください。イの募集地域でございますが、区全域といたしますが、待機児童数の多い地域を優先し、ウの開設時期につきましては、各年度4月1日といたします。

エの募集規模でございますが、資料のとおり、子ども・子育て支援事業計画の想定規模とさせていただきます。

次に、(3)審査方法でございますが、事業者から事前相談があった時点で、待機児童の状況、開設場所、規模等を勘案し、審査の対象とするかを決定いたします。審査対象となった提案については、これまで実施している公募型プロポーザル方式の審査に準じて審査することといたします。

次に、(4)でございますが、事業者が自主的に保育所を整備するという場合には、この通年公募への応募により計画に位置づけるものといたします。

最後に、今後のスケジュールでございます。議会報告の上、来年1月から事業者の提案を受け付けてまいりたいと考えております。

続きまして、協議事項の力について、資料6をご覧ください。都営清川二丁目アパート耐震改修工事に伴う玉姫保育園等の仮移転についてでございます。玉姫保育園、玉姫児童館、玉姫子どもクラブにつきましては、かねてより耐震性が課題となっておりますが、このたび、合築している都営清川二丁目アパートが耐震改修工事を行うこととなり、これに伴い、玉姫保育園等を仮移転するものでございます。

項番1の対象施設につきましては、資料のとおりでございます。

項番2、仮移転先につきましては、旧東京北部小包集中局の敷地の一部に仮園舎等を設置して仮移転をいたします。

項番3、仮移転期間でございますが、平成28年3月から平成30年3月の約2年間でございます。参考といたしまして、都営住宅の改修スケジュールをお示しさせていただきます。

項番4、仮設設置経費でございますが、概算で仮設設置期間、約2年間で1億8,000万円と見込んでおります。

最後に、項番5、今後のスケジュールでございますが、第4回区議会定例会の子育て支援特別委員会及び旧東京北部小包集中局の暫定活用ということで、区長部局より用地活用・地区整備特別委員会へ報告し、保護者、地域等への説明に入る予定でございます。

なお、本件につきましては、区議会の子育て支援特別委員会までは、時限秘の取り扱いをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○高森委員長** ただいまの説明につきまして、まず、児童保育課のオについて、何かご質問はございますか。

裏面2ページのイの募集地域について、この待機児童数の多い地域というのは具体的に

どこを想定していますか。予定はされているのでしょうか。

○**児童保育課長** 今年の4月1日の状況を見ますと、多いのがやはり南部地域、それから入谷駅周辺地域、浅草駅周辺地域の待機児童数が多くなっております。

○**高森委員長** なかなか物件を探すのが難しい地域でもあるという気がしますが。

○**児童保育課長** 今回、通年公募という形をとらせていただく理由の一つに、早期に事業者が物件を確保できたという場合には、その時点で応募をしていただき、各年度4月1日の開設を基本としておりますけれども、その計画の進捗状況によっては前倒しという対応もできるのかというところで、通年公募という趣旨で取り組みをさせていただければと考えているところでございます。

○**高森委員長** 空いている区有地などはないのでしょうか。旧校舎などの。

○**児童保育課長** 大規模用地の活用になりますと、区長部局で一括して担当しているところがございますが、区有地の情報についても適宜、児童保育課でも把握に努めており、現時点ではお示しできるものはないのですが、そういったことについては引き続きどのような活用方法があるかということについては検討していきたいと思っております。

○**樋口委員** 旧小島小学校はどうですか。

○**和田教育長** デザイナーズビレッジで使っていますよね。

○**樋口委員** 体育館、家庭科室などは。

○**庶務課長** 小島保育室が入ってございました旧小島小学校の体育館棟の部分でございますが、デザイナーズビレッジが入っている関係で、産業振興事業団が事務室として使うなど、新たな事業展開で使う用途があると聞いてございます。

○**樋口委員** 公共の場所で民間業者が保育園を運営することは可能なのでしょうか。

○**児童保育課長** 学校施設などに空きがあるというのが前提になりますけれども、学校施設内に保育所の施設を入れて、その運営を例えば指定管理者で民間事業者に入ってもらえるということは可能でございます。

○**高森委員長** ほかにはございませんでしょうか。

(なし)

○**高森委員長** では、次に、児童保育課のカについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○**和田教育長** これは、都営住宅の工事が終わった後に、施設機能がよくなるのか、そういう方向は考えられるのでしょうか。

○**児童保育課長** 改修工事の期間が平成29年度半ば当たりで終わっている形になっておりますが、この後、区の各施設の改修工事を入れる予定でございます。その具体的な内容については、これから検討を進めていくということでございます。

○**和田教育長** 床面積に変化などはあるのでしょうか。

○**児童保育課長** 耐震改修でございますので、基本的に延べ床面積が増加するということはありません。逆に工法によっては、耐震のブレスが入ると、若干その分が狭くなる可能

性もあります。詳細については東京都からはまだ示されておりませんので、それも確認して、保育環境については良くなるような形で工夫をしていきたいと考えてございます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは、児童保育課のオ及びカについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○高森委員長 では、ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (4) 指導課 キ

○高森委員長 次に、指導課のキについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、台東区教育委員会後援名義の申請がございましたので、ご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

平成27年2月12日、東泉小学校におきまして、第61回東京都小学校視聴覚教育研究大会が開催予定でございます。この東京都小学校視聴覚研究会は、東京都の小学校における視聴覚教育の普及と発展、実践研究の深化を図るために昭和46年に結成され、以降研究を進めてきているところであります。なお、現在は浅草小学校の木村校長が会長を務めております。視聴覚教育研究は、デジタル教科書、視聴覚機器、あるいはICT機器、コンピュータ関係機器、教材をどのように授業の中で活用、普及していくか、できるだけ効果的な授業をしていくにはどうしていくのかということで、授業公開と提案が当日行われる予定でございます。

なお、この研究会には、全都各市より分担金が支払われており、本区でもその分担金で支援をしているところでございます。したがって、当日、本区の教員につきましては無料で参加することができるようになってございます。

内容につきましても、本区ではデジタル教科書の活用を積極的に進めていくこともあり、この大会が大変参考になることもあると考えてございます。ぜひ、台東区教育委員会の後援をとということで依頼がございました。ご審議の上、承認いただけますようよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 特にないようであれば、それでは指導課のキについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (5) 生涯学習課 クケコ

○高森委員長 次に、生涯学習課のクからコについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それではまず、クの柳多留250年実行委員会が実施いたします事業に対する後援名義使用について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

この事業は、江戸文化を代表する川柳が文芸として確立される契機となった句集「誹風柳多留」の刊行から250年を迎えることを記念して開催するものでございます。つきましては、本区発祥で本区の文化的な豊かさを示す川柳を広め、区内における生涯学習を振興するという観点から、本件後援名義使用の承認につきまして、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

次に、ケの家庭倫理の会台東区が実施いたします子育てセミナーに対する教育委員会の後援につきまして、ご説明いたします。資料9をご覧ください。

家庭倫理の会台東区は、これまでも毎年講演会を開催し、教育委員会の後援を受けております。今回の事業は、新たに平成27年1月より8回の講座を開催し、子育てに悩んでいる保護者と、子育てを終えた方々とは、一緒に子育てについて考え、話し合う場を提供するものでございます。

区内の家庭教育の振興に寄与するという観点から、本件後援につきまして、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

次に、コの台東区の民話と伝承遊び普及委員への感謝状の贈呈についてでございます。資料10をご覧ください。

本件は、台東区の民話と伝承遊び普及委員として委嘱しておりました方に対して、教育委員会として感謝状を贈呈することについて、ご協議いただくものでございます。

ただいま申しあげました贈呈者は資料のとおりでございます。

贈呈の理由でございますが、平成20年4月に、普及委員として本事業に参加されてから現在までの約7年間、小学校、幼稚園、保育園、こども園を訪問し、子どもたちの前で紙芝居や読み聞かせ等の実践活動に積極的かつ継続的に務めていただきました。

参考に、実績回数を記載させていただきましたが、年間活動の約半分の活動にご参加いただいております、普及委員としてなくてはならない方でありました、今年の7月に体調不良を理由に活動をしばらく休みたいとご連絡をいただいておりますが、ご本人の意思により詳細は知らせていただいておりますが、このたびご家族より急逝されたことのご連絡がありました。これまでの積極的な普及活動により、子どもたちは生まれ育った郷土を愛し、子どもたちの心を育む教育活動にご貢献いただいたことに対し、感謝状を贈呈し、感謝の意を表するものでございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。ご説明は、以上でございます。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、生涯学習課のクについて、何かご質問はございませんか。

これは、事業の名称は、顕彰事業でいいのでしょうか。記念式典など、そういった名称

になるのかとも思うのですが。

○生涯学習課長 式典は、柳多留250年式典ということで、全体で二つの事業を通して250年式典ということです。ほかにもいろいろな事業がありますので、全体を通して顕彰事業ということでの後援名義使用申請となります。

○高森委員長 つまり、実施日時はこの日付だけではなく、その前後も当然あるということですか。

○生涯学習課長 そうです。句会と式典は8月22日に計画をしておりますが、そのほか、主な事業のところに記載してございますが、文芸川柳発祥の地記念碑建立も計画されているところがございます。

○高森委員長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に協議事項、生涯学習課のケについて、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、協議事項、生涯学習課のコについて、何かご質問はございませんでしょうか。

○高森委員長 現在、この民話と伝承の活動をされている方はどのくらいいらっしゃるのですか。

○生涯学習課長 普及委員の方は、現在11名いらっしゃいまして、今年度、11月から養成の講座を行いまして、今お申込が10名ぐらいあります。計画的にそういった方たちを増やしていきたいと考えてございます。

○高森委員長 年齢層はどうですか。

○生涯学習課長 40代の方もいらっしゃいますけれども、50代、60代、その上の方もいらっしゃいます。

○高森委員長 退職校長会・園長会の先生もいらっしゃるようですが。

○生涯学習課長 はい。元校長先生もいらっしゃいます。

○高森委員長 ほかに、いかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは生涯学習課のクからコについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (6) 青少年・スポーツ課 サシ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のサ及びシについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それではまず、サの体育施設の事前使用承認について、ご説明させていただきます。資料11をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、台東区体育協会よりジュニア育成地域推進事業の小学生バレーボール教室の会場として、第一競技場及び第二競技場の事前使用承認申請がございます。

また、平成27年度分の台東リバーサイドスポーツセンター施設につきまして、事前使用承認申請が別紙のとおりございました。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、シの台東リバーサイドスポーツセンターの陸上競技場及び駐車場の使用許可申請について、ご説明させていただきます。資料12をご覧ください。

東京都福祉保健局長より、山谷地域日雇い労働者の越年相談所といたしまして、陸上競技場及び駐車場を使用することにつきまして、ご依頼がございました。

使用申請期間は、設営準備期間を含めまして、本年12月27日から12月30日までの四日間でございます。このことにつきまして、教育委員会のご協議をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。以上です。

○高森委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課のサについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 この小学生バレーボール教室は、毎年実施している事業でしたか。

○青少年・スポーツ課長 体育協会が実施しておりますジュニア育成事業の中では、バレーボールも実施していますが、いろいろ競技種目があり、毎年変わっています。今年度はバレーボール教室ということでございます。

○和田教育長 競技が変わるわけですか。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○高森委員長 他にございますか

(なし)

○高森委員長 次に協議事項、青少年・スポーツ課のシについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは青少年・スポーツ課のサ及シについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○高森委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 2 報告事項

## (1) 庶務課 アイウ

○高森委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

まずはじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 では、最初にアの区民文教委員会における審議事項及び報告事項について、ご報告させていただきます。資料13をご覧ください。

去る10月2日に、平成26年第3回区議会定例会の区民文教委員会が開催されました。教育委員会からは、議案を2件、報告事項を9件、上程いたしました。議案につきましては、(仮称) たなかスポーツクラザの開設と、(仮称) 中央図書館谷中分室の開設に関するものでございます。

報告事項につきましては、蔵前小学校の改築、台東区いじめ防止対策推進基本方針の策定、平成26年度台東区総合学力調査結果などがございます。各案件の審議内容については、資料のとおりでございます。後ほどご参照いただければと存じます。

次に、イの平成26年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項について、ご説明させていただきます。10月6日から11日まで、決算特別委員会の審議が行われました。資料は14でございます。

教育費の歳入につきましては、保育所保育料の収入未済への対応や、減免制度の活用などのご質問がございました。歳出につきましては、学校教育ビジョンの成果と改善点、小学校PTAが自主的に導入している児童の登下校時間を保護者にメールで知らせるシステムへの支援、それから特別支援教育支援員のスキルアップ、学校給食の食材、体育館のエアコン整備、国際理解重点教育の課題、子ども・子育て支援新制度の保育施設の運営経費、国民体育大会の総括などのご質問がございました。

審議内容については、資料のとおりでございます。後ほどご参照いただければと存じます。

最後になりますが、ウの平成26年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について、ご説明させていただきます。資料15をご覧ください。10月20日に、決算特別委員会の総括質問が行われました。教育委員会につきましては、6人の委員から16件のご質問がございました。そのうちの幾つかをご紹介します。

資料の4ページをご覧ください。一番上になりますけれども、寺井委員から、学力向上についてのご質問がございました。学力向上に関するこれまでの施策の成果と、今後の取り組みについて問うものでございます。

答弁といたしましては、学力向上推進ティーチャーや、大学生が先生など、他の自治体に先駆けた施策をこれまでも打ち出し、昨年度からは理科、社会科、学力向上プロジェクトも開始したこと、また台東区学校教育ビジョンの策定により、学力向上と特色ある教育活動を推進する基盤ができたこと、今後も絶えず改善を図り、質の向上を目指していくことなどをお答えいたしました。

次に6ページをご覧ください。太田委員から教育管理職の確保についてのご質問がございました。管理職選考受験率が低い状況が続いており、管理職を目指す教員の人材育成と、積極的な働きかけをすべきではないかというものでございます。

答弁といたしましては、管理職の大量退職が進む中、候補者の掘り起こしと育成が喫緊の課題となっていること、学校マネジメント研修やスーパーティーチャー育成研修など、各種の研修で人材発掘に努めていること、今後も若手教員の段階から人材育成と、管理職選考受験への働きかけに一層努力していくことなどをお答えいたしました。

その他のご質問と答弁につきましては、資料のとおりでございます。後ほどご参照いただければと存じます。以上3点につきまして、ご報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございますか。

先ほど、登下校時間をメールで保護者に一斉通知という話がありましたが、具体的にどういったシステムをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 現在、本区のすべての小学校で行われていることですが、ICチップのようなものを子どもたちが持っておりまして、学校に設置しております機械にかざすと、それぞれの登録している保護者にメールが送信されるというものです。もう一つは、必要なときに保護者の方に学校から、あるいはPTAのお知らせをメールで流すことができるというシステムでございます。

○高森委員長 予算的に今後心配なことがあるように聞いてはいるのですが、いかがですか。

○指導課長 現在までは無料でしたが、来年度から有料になるというようなことございまして、それについて教育委員会がどのように支援していくか、検討しているところでございます。

○高森委員長 保護者にもいろいろな情報があって、こういった別の媒体があるという話も出ていますので、そういったことが上がってきましたら、ご判断いただければと思います。

ほかにごございますか。

(なし)

○高森委員長 続きまして、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○高森委員長 それでは庶務課のアからウについては、報告どおり了承願います。

(2) 庶務課(事務局副参事) エオ

○高森委員長 次に、庶務課（事務局副参事）のエ及びオを議題といたします。

事務局副参事、報告をお願いします。

○事務局副参事 それでは、報告事項のエ、東京都台東区子ども・子育て支援法施行細則の制定について、及び（オ）東京都台東区長の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正についてをご報告いたします。

まず、報告エの東京都台東区子ども・子育て支援法施行細則の制定についてでございます。資料16をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度による子どものための教育・保育給付を受けるために、4月以降に保育園等に入園する方には保育の必要性の認定を受けていただくこととなります。今回制定いたしました規則には、第3条に8月22日の教育委員会定例会においてご決定いただきました、一月の就労時間の下限を48時間とすることについてを規定したほか、第4条以降に認定の手続で使用します申請書や、支給認定書などの必要な様式を定めたものでございます。

認定の事務につきましては、区長の権限に属する事務でございますので、区規則としております。公布は11月5日で、施行日は子ども・子育て支援法の施行日でございます。なお、認定の手続につきましては、子ども・子育て支援法の付則で、施行日前からその準備ができる規定がございますため、今回定めた様式を使用して、既に申請を受け付けております。

次に、報告事項のオ、東京都台東区長の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正についてでございます。資料17でございます。新旧対照表をご覧ください。

第1条に、区長の権限に属する事務について、教育委員会へ委任するものを定めてございます。新制度による認定事務を行っていくために、新たに6号として、子どものための教育・保育給付に関することを追加したものでございます。

公布は、同じく11月5日で、施行日は子ども・子育て支援法の施行日でございます。

報告は、以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

（なし）

○高森委員長 それでは、庶務課（事務局副参事）のエ及びオについては、報告どおり了承願います。

### （3）学務課 キク

○高森委員長 次に、学務課のキ及びクについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、キの平成26年度学校保健関係表彰について、ご報告申し上げます。資料19をご覧ください。

表彰の候補者は、学校保健理事会の選考委員会において候補者を選考し、東京都で推薦をしているところでございます。その結果、東京都教育委員会表彰につきましては、資料

のとおり、5名の方の表彰が決まったところでございます。

表彰式は、11月27日、木曜日、東京都庁で行われる予定でございます。学校保健関係の表彰についての報告は、以上でございます。

続きまして、クの中学校連合陸上競技大会及び小学校連合運動会の報告をさせていただきますと思います。資料20をご覧ください。

項番1、平成26年度、台東区中学校連合陸上競技大会におきましては、大会新記録、タイ記録等は、残念ながらございませんでした。

項番2、台東区小学校連合運動会におきましては、女子の新記録が二つございました。タイ記録につきましては、下の表のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、学務課のキについて、何かご質問はありますか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、学務課のクについては、何かご質問はございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは、学務課のキ及びクについては、報告どおり了承願います。

#### (4) 児童保育課 ケコシス

○高森委員長 次に、児童保育課のケ及びコ、シ及びスについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、まず報告事項のケ、東京都台東区保育所における保育等における条例施行規則の一部改正について、ご報告をいたします。資料は21でございます。

本規則につきましては、区の規則でございますが、保育所に関係するものでございますので、その内容についてご報告するものでございます。この規則におきまして、保育所の入所申込書の様式を定めておりますが、来年度から子ども・子育て新制度を受けまして、その様式を改めるものでございます。

改めた内容でございますが、まずこれまで別様式となっておりました保育所と子ども園長時間の申込書については統一させていただいたことと、先ほど副参事から報告がありました保育の認定申請を行う際の申請書の様式との重複する部分を改めたというところでございます。

本規則は、保育所の入園申請の開始日である本年11月5日から施行させていただいております。

続きまして、児童保育課のコ、認可保育所の開設等について、ご報告をいたします。資料は22でございます。

平成27年4月に開設する認可保育所につきまして、9月の本委員会におきまして再公募する旨を報告しておりますが、その優先交渉権者が決定いたしましたので、ご報告するもの

でございます。

項番1、施設概要でございますが、（仮称）ぼけっとランド浅草橋で、開設場所は浅草橋五丁目、定員は0歳から5歳の90名でございます。

項番2、優先交渉権者でございます。事業者は、学校法人三幸学園でございます。

項番3、選定経過でございます。今回の公募では、応募は1社ございました。この1社につきまして、資料の表の審査項目について審査したところ、その提案内容について基準である70%を超える得点のため、優先交渉権者として選定されたものでございます。

資料裏面をご覧ください。項番4、今後の予定につきましては資料のとおりでございますが、現在、来年4月入園の保育園の申し込みを受け付けておりますので、既に申し込みをされた方を含めて周知を図ってまいります。

次に項番5、認証保育所の廃止についてでございます。今回ご報告した認可保育所の優先交渉権者が運営する認証保育所について、同事業者より来年3月末をもって廃止する意向である旨の報告を受けております。廃止される認証保育所の在園児につきましては、本日報告した認可保育所、または同法人が運営する他の認証保育所等での受け入れについて、事業者と調整中でございます。

なお、資料にはございませんが、来年4月からの新制度実施に合わせ、同制度内の地域型保育事業に移行する予定の施設についてご報告をさせていただきます。現在共同型家庭的保育として運営している3施設のうち、おうち保育園新おかちまち、及びはぐはぐキッズ浅草橋が、新制度における小規模保育事業に移行することで準備を進めております。

認可外保育施設では、ヤクルト浅草松が谷保育園及びことぶきクローバーズ保育園が、新制度における事業所内保育事業に移行する準備を進めております。いずれも区が認可する形となりますが、現在、認可に向けた予備的な調査を行っているところでございます。

続きまして、シの子育て支援特別委員会における報告事項等についてでございます。資料24でございますが、こちらは、8月21日に臨時で開催されたものと、9月24日に開催された区議会子育て支援特別委員会における教育委員会関係の報告内容でございます。

資料の最初の2枚が、8月21日分でございます。まず、8月21日の臨時の委員会では、事務局副参事より2件報告しておりますが、いずれも8月19日の教育委員会でご報告した内容でございます。

まず、1点目が、1ページの子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について、おめくりいただきまして、2ページ目が2点目の子ども・子育て支援新制度における保育料についての報告でございます。詳細につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

資料の3枚目をご覧ください。こちらから、9月24日の開催分でございます。教育委員会関係では、5つの議案、10件の報告をしております。

まず、1ページの第38号議案から、3ページの第40号議案については、8月21日開催の委員会において報告した内容について、条例としてご審議いただいたものでございます。いずれの議案についても原案どおり決定をいただいております。

資料の5ページをご覧ください。項番1の保育所保育料、7ページ項番2の区立幼稚園保育料、8ページ項番3の私立保育園保育料について、報告をしております。保育料の改定については、全委員ではございませんが、概ね改定はやむを得ないという意見が多くございました。また、利用者に対する十分な説明を求める意見も強くございました。

その他の報告事項につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして児童保育課のス、東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について、ご報告をいたします。資料は25でございます。

東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定につきましては、第4回区議会定例会において決定いただくこととしておりましたが、資料のとおりスケジュールを見直して実施をいたします。

項番1、新たなスケジュールでございます。現在公募を実施しておりますが、年内に選定審査を進め、来年の第1回区議会定例会での決定とさせていただきます。

項番2の見直しに至る経緯でございますが、公募による選定でございますので、複数の事業者による審査が望ましいと考え、事業者の動向等について探っていたということ。また、現在、新制度へ向けた準備を進めておりますが、保育料の改定や新規開設の準備等を優先せざるを得ない状況でございました。

こうした経緯からご説明したとおり、東上野乳児保育園の指定管理者の選定スケジュールを見直すこととしたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、児童保育課のケについて、何かご質問はございますか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、児童保育課のコについては、何かご質問はございますか。

○和田教育長 三幸学園は、区内に何か所あるのでしょうか。

○児童保育課長 今回、廃止をされるポケットランド御徒町を含め、四つの認証保育所を運営しております。

○和田教育長 三幸学園は、たしか保育士の養成学校と聞いておりますけれども、今後保育士の供給等について、自分のところ以外の法人などへの供給もしているのでしょうか。

○児童保育課長 三幸学園の運営する保育士の養成学校から、保育士が他の保育事業者へ就職する例はもちろん多々ございます。また、三幸学園自身も、他の学校を卒業した、あるいは他の事業所で保育士をしていた職員の採用等も積極的に行っているとも伺っているところでございます。

○和田教育長 認証から今回の認可に変わることについて、利用者側に悪い影響はないですか。

○児童保育課長 現在、ポケットランド御徒町の認証保育所に入所されている方のうち、保護者様の状況によっては新制度における保育の認定が受けられない、例えば認証保育所

の場合は必ずしも認可と違って、ご両親が働いていて保育に欠ける状況でない方も入所できるケースがございますので、そういった方の対応をどうするかというところについて、事業者と協議をしているところでございます。

○高森委員長 他にいかがでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、児童保育課のシについては、何かご質問はございますか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、児童保育課のスについては、何かご質問はございますか。

(なし)

○高森委員長 それでは児童保育課のケ及びコ、シ及びスについては、報告どおり了承願います。

#### (5) 指導課 ソタ

○高森委員長 次に、指導課のソ及びタについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、まずソの平成27年度始業式・終業式等の日程につきまして、ご説明をさせていただきます。資料27をご覧ください。

台東区教育委員会の管理運営規則により、平成27年度の幼稚園・小学校・中学校、石浜橋場こども園、その始業式・終業式等の日程の一覧でございます。特にご覧いただきたいところが、中学校の卒業式を3月18日の金曜日とさせていただいております。終業式との日にちがあくことにはなりますけれども、隣接する区も18日に行うというところで、生活指導上の配慮という点からも18日が望ましいと判断したところでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、タの平成25年度不登校児童・生徒の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

この10月に、東京都の結果も公表もされたことでございます。資料28でございます。

不登校の定義でございますけれども、何らかの心理的・情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況のことでございまして、1年間の間に30日以上欠席した場合が該当します。明らかに病気や経済的理由による長期欠席などは不登校の数に含んでございません。

資料の上の表が結果の数値で下のグラフは全児童・生徒数で割った出現率の変化を経年で表してございます。平成25年度の実数は表のとおりでございます。小中学校ともに前年度より増加している状況でございます。また、国や都の出現率と比べましても、その数が高まっている状況でございます。

この状況を事務局で分析をいたしました。特に中学校で増加している理由でございますけれども、特に、欠席日数の状況でございますが、年間30日から50日程度欠席をした生徒の数が、昨年度の数に比べて約2倍増えているという状況でございます。休みがちになっ

た生徒が少しずつ休んでいて、結果的に年間欠席日数が30日を超えているという状況が、昨年度よりも増えているということが一つ大きな要因であると考えております。

また、不登校のきっかけでございますけれども、登校の意思はあるものの、体の不調を訴えているなど、不安などの情緒的混乱や、昼夜逆転しているなど、学校に行くより家にいたい、学習に身が入らないという「無気力」と文部科学省は呼んでおりますけれども、無気力の状況が昨年度より増えているということで、精神的な面や本人の意思に関わる部分が原因で不登校になっているケースが増えているという状況でございます。

一方、指導の結果、登校することができるようになったという割合、解消率でございますけれども、こちらは小中学校ともに約4割の子どもたちが登校できるようになったということでございます。前年度は、小学校が2割程度、中学校が3割程度ということでございますので、解消率は増えてきています。特に中学校では、登校し始めた生徒ということで、登校できるようになったという数も含めて、約6割の生徒が解消に向かっていたという状況でございます。

不登校を解消する努力が必要であることに変わりはありません。私どもといたしましては、今回の結果を受けまして、学校、教育支援館、指導課が連携をとりながら、改善に向けた取り組みを行ってまいります。具体的には不登校対策の強化期間として、現在対策を検討し、明日からできることを具体的に、現在、学校と相談しているところでございます。

例えば、具体的には各学校において、さらに一人一人の進行管理ができるような体制の構築づくりをしていくことを考えてございます。現在でも、毎月の状況報告は学校からいただいているところでございますけれども、さらに詳しい状況を学校が進行管理しやすいような、様式などもつくっているところでございます。

また、スクールカウンセラーも、区費のスクールカウンセラーも配置をしておりますので、積極的に家庭訪問をするなどをして、相談に来るのを待つのではなくて、こちらから積極的に関わるようにしていくこと。また、あしたば学級、適応指導教室でございますけれども、指導員が学校を巡回して、少しでもあしたば学級に通えるような働きかけもしているところでございまして、その数も昨年度に比べて増えている状況がでございます。

教育委員会としてもできることを最大限に努力し、サポートに努めてまいります。不登校の状況である児童・生徒が、1日も早く解決できるよう、今後とも積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、指導課のソについて、何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、指導課のタについては、何かご質問はございますか。

○樋口委員 学年のごとの出現率で何年生が多いのか、それとも分散しているのか。例え

ば小学校において25人、中学校において98人という数字が出ていますけれども、中1問題とか小1問題と言われますが、この辺りの出現率と、そのまま継続してしまうケース、そういう原因のところを教えてくださいたいのですが。

○指導課長 数としては、小学校では5、6年生、中学校では3年生という本区の状況でございます。それで、指導課でもいわゆる中1になったときの状況等を分析をしたのですが、明らかな中1問題、それによる不登校という状況にはなっていないと思っております。ただし、重要なことは、小学校の5、6年生で、例えば保健室での登校だとか、登校を渋っているような状況が中学校にどれだけ情報が伝わっているのかと、そこが全く情報が伝わらないで中1からスタートするということでは、発生も抑えることができないだろうということで、今は必ず6年の担任が、進学先に情報提供を確実にできるようなシステムを一昨年度から始めているところでございます。

そういう形で、今後とも中1のところについても見ていきたいと考えてございます。

○高森委員長 私から一つお願いがあって、あしたば学級の先生方は、こういった児童・生徒の対応ノウハウを持っていらっしゃると思います。各学校の先生方もお忙しいとは思いますが、不登校児童・生徒に対する対応のテクニックのようなものをレクチャーしていただくような機会があればいいのかなと思います。

○教育改革担当課長 あしたば学級は、在籍の生徒も、昨年度は7名で、例年十数名ということでしたけれども、今年度は13名が在籍しているということで進めています。

先ほど指導課長の報告のとおり、4月、5月の段階から、あしたば学級は心理系が2人と、指導員が2人、計4人の職員で生徒指導にあたっています。チームを組んで、5月の段階から各小学校・中学校を回って、現状把握に積極的に出ていこうということでございます。

私どもも、指導課長と私で校長会等で、あしたば学級をぜひ活用してほしいとお願いして、教育委員会とあしたば学級と小中学校の三者が連携して今後も進めていければということで実施しております。

また、そういった学校訪問をする中でも、担任にも実際に会って、一人一人に応じた状況把握に努めているところです。結果、1名、2名ですけれども、学校復帰ができたという今年度の実例もありますので、ぜひそういったノウハウを今後も小中学校と連携して進めてまいりたいと考えております。

○高森委員長 解消率40%は非常に大きいと思います。

○和田教育長 決算特別委員会でこの数字を報告をした際に、一様に驚いた感じがありました。98名というのは非常に多く感じますけれども、この統計の取り方の欠席30日以上というのは、これは連続して30日、40日と、そういうケースばかりなのでしょうか。

○指導課長 連続ではございません。累計でございますので、例えば月3日休むと、もう年間30日を超えていくという状況でございますので。例えば4月の段階で3日休んだときに、これが風邪などの病気なのか、あるいはメンタルで悩んでいることがあるのか、その判断をいかに見ていくのかということが重要であり、引き続き学校にはそういう形でも見てい

くよう指導をしているところでございます。

○和田教育長 そうですね。ともすると、断続的に休むと、調子悪いのかなぐらいで見過ごしてしまうケースがあると思います。そういう意味では、現場の先生は大変だと思えますけれども、十分その辺りは配慮をしていただきたいです。

もう一つは、あしたば学級に通っている児童・生徒より、あしたば学級に通っていないで不登校の児童・生徒のほうがはるかに多いわけですね。そういう子に対してのアウトリーチではないですけれども、台東区の場合、それぞれ担任の先生方はたいへん小まめに本人に連絡をとってくれているのは承知をしておりますが、さらに有効にしていくための新たな手法など、ほかの区の例など、何かありますか。

○指導課長 まず一つは、先ほどご説明させていただきましたが、区の配置したスクールカウンセラーの活用です。東京都と区と両方配置しておりますけれども、東京都のスクールカウンセラーは家庭訪問が制度的にできない状況でございますが、本区のスクールカウンセラーは家庭訪問をしていただく形で進めております。よって、スクールカウンセラーと担任が一緒に行って話を聞くということはできるのかなという部分が、他区と大きく違う点でございます。

また、どのくらい担任がコンタクトをとって、今どういう状況で、子どもが学校に来れるようになった場合にどうしていくのかという再登校の計画も含めた個別支援計画を始めようと思っております。それにより全校体制で先生たちが見守っていく、そういった担任を支援できるような体制をつくっていきこうと準備を進めているところでございます。そこが、本区の独自の取り組みかと思っております。

○和田教育長 例えば、心理的、身体的な状況での欠席以外に、家庭状況等の理由で出席できない子どもは、どの程度の割合でしょうか。

○指導課長 具体的な率については申し訳ありません、すぐには分かりませんが、例えば要保護のお子さんが特に多いという傾向は見られない状況でございます。家庭の状況と数が比例しているという傾向はないように思いますが、さまざまな状況、個々に応じた具体的な対応を、個々の個別支援計画に基づいて、学校が実施していけるような体制をつくっていききたいと思っております。

○教育改革担当課長 現在、教育支援館では、スクールソーシャルワーカーという役職の者を1名、来年度配置できるように区長部局と調整をしているところです。このスクールソーシャルワーカーは、福祉部門との連携ということで、例えば家庭的にいろいろな状況がある児童・生徒、あるいは、不登校ではなくても、例えば虐待ですとか、ネグレクト的なところの対応にスピーディーに関係機関とうまく連携するコーディネーター役のスクールソーシャルワーカーで、すでに半分以上の区で、1名ないし2名が配置されていますので、台東区でもそのような状況を見ながら、スクールソーシャルワーカーが配置できるように、調整をしているところでございます。

○樋口委員 大学でも不登校といますか、大学に来ない学生もいますけれども、そのほ

とんどが、自分が何になるかわからない、何をしたいか、人生の目標がわからないということ。これは今、大学で非常に深刻です。ですから勉強もしないのです。勉強をしないということは学校に行っても仕方がないから家にいるのですが、自分で何をしたいかわからないということですね。

この中学3年生が多いというのは、その辺りももしかしたら関係があるのかもしれませんが。そういう意味では、もう少し学校教育プラス社会の情報も必要かもしれない。その辺りはちょっと調査をしていただいて。

○高森委員長 目的意識があまりないのですね。

○指導課長 進学するに従って、社会性も高まってくるという環境にどう入っていくのかという辺りは、引き続きさらに、こころざし教育などに取り組んで、目的意識を高めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○高森委員長 ほかにはございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは指導課のソ及びタについては、報告どおり了承いたします。

#### (6) 青少年・スポーツ課 チツ

○高森委員長 次に、青少年・スポーツ課のチ及びツについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それではまずチの、平成27年「台東区新成人を祝う会」の実施概要について、ご説明させていただきます。

日時は、平成27年1月12日、月曜日、午前10時30分から、会場は、浅草公会堂でございます。

対象者は、平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた区内在住の者ということで、1,440名でございます。この中には、外国人登録者276名を含んでございます。地区別の詳細につきましては、資料裏面に掲載してございます。

内容、プログラムでございますけれども、第1部は、記念式典ということで、挨拶や祝辞、また新成人の主張等を行う予定でございます。また、第2部は、新春浅草歌舞伎をこの期間実施しているのですけれども、そちらに出演予定の歌舞伎俳優の尾上松也さんにお話をいただく予定となっております。また、実行委員によります新成人のくじ引き大会ですとか、恩師からのビデオレター等を準備してございますので、そちらのアトラクションもでございます。

企画は、新成人を祝う会実行委員会ということで、今回の新成人18名と、青少年委員2名に加わっていただいて、5月から毎月会合を重ねて準備をしているところでございます。

委員の皆様には、ぜひご出席いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きましてツの、平成26年度「第33回台東区青少年をほめる運動」審査結果について、ご報告させていただきます。

本事業の目的は、善い行いをした青少年や団体を表彰周知することにより、本人のさらなる精進を期待するとともに、青少年健全育成の機運を盛り上げるものでございます。

対象者は、青少年の模範となる善い行いをした、原則として区内に在住、在学、在勤または滞在する概ね25歳未満の青少年及び25歳未満の者で構成された団体でございます。

項番3に記載されている方々にご推薦をいただきまして、項番4の本年9月までを推薦期間として、ご推薦をいただきました。

項番5、審査会を過日の10月27日、月曜日から(2)に記載のと通りの審査委員の方々にご審査いただきまして、被表彰者を決定いたしました。

表彰式は、来月12月18日の午後4時からを予定してございます。

裏面をご覧ください。今年度の被表彰者は5名と1団体でございます。項番2番、3番、5番は、消防少年団に加入している中学生に対する推薦を各消防署長からいただいたものでございます。また、1番は、スポーツということで、この方は区内在住の方なのですが、所属は足立区の中学校ですけれども、全国中学校バレーボール選手権大会に出場し、優勝されたということでございます。

また、4番の方は上野小学校の6年生で、東京都少年少女学年別柔道選手権、小学校5年生、少女重量の部において優勝されました。また、6番の岩倉高等学校は、毎週水曜日の放課後に、学校周りや昭和通りなどの美化活動を行っているということで、地元の町会長からご推薦いただいたものでございます。

以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項。青少年・スポーツ課のチについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員長 本当に実行委員会の皆様には、よろしくお伝えください。いつも大変なご苦勞をされていると思いますので。

他によろしいですか。

(なし)

○高森委員長 次に、報告事項、青少年・スポーツ課のツについて、何かございませんか。

(なし)

○高森委員長 それでは青少年・スポーツ課のチ及びツについては、報告どおり了承願います。

### 3 12月の行事予定について

○高森委員長 次に、12月の行事予定について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 資料32をご覧ください。教育委員会の定例会は、9日の火曜日でございます。事業といたしましては、7日の日曜日にジュニア駅伝大会がリバーサイドスポーツセンターで開催されます。13日の土曜日には、台東区こころの教育推進区民大会がミレニアムホールで開催されます。

その他、21日の日曜日には、上野の森ジュニア合唱団のコンサートがミレニアムホールでございます。23日の火曜日には、ジュニアオーケストラの本コンサートがミレニアムホールでございます。以上でございます。

○高森委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

私から一つ。この青少年をほめる運動の表彰式には出なくてもいいのでしょうか。予定に入っていないのですが。

○庶務課長 大丈夫でございます。

○高森委員長 12月26日に人権のつどいはいかがですか。

○和田教育長 本来的には、人権の花運動などの関係で、学校がかなり関わっていますよね。

○庶務課長 人権作文の表彰式もでございます。

○和田教育長 慣例的にこれまで特にお招きをしていないかもしれませんが、その辺りはよく確認をしてください。

○庶務課長 確認をいたします。

○高森委員長 では、特にほかになれば、行事予定についてはご報告どおり了承願います。

以上で本日の予定した議案、報告事項は修了しましたが、その他、何かございますか。

○樋口委員 江東区で、鳥インフルエンザの渡り鳥の死骸が見つかったということです。鳥インフルエンザは非常に有害で、死に至ることもあります。区内の小さい子どもを含めて、死んでいる鳥には絶対にさわらないということを、学校、園、保護者、そして子どもに指示していただければと思います。

○庶務課長 わかりました。

○高森委員長 ほかになければ、以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後6時20分 閉会